

第24回三番瀬再生会議 議 事 録

日時 平成20年6月13日(金)
午後6時00分~午後8時55分
場所 浦安市民プラザWave101

目 次

| | |
|---|-----|
| 1 . 開 会 | 1 |
| 2 . 議 事 | 1 |
| (1) 第 2 2 回から第 2 3 回までの再生会議の結果について | 3 |
| (2) 1 9 年度三番瀬再生事業の実施結果の概要及び 2 0 年度の実施方法等について | |
| ・ 1 9 年度実施結果の概要 | |
| ・ 三番瀬再生実現化推進事業について | |
| ・ 三番瀬自然環境調査について | |
| ・ 市川塩浜護岸改修事業の実施状況について | 4 |
| (3) ワーキンググループからの報告について | 1 7 |
| 3 . 報告事項 | |
| ・ 三番瀬漁場再生検討委員会の検討状況について | |
| ・ 第 2 3 回行徳内陸性湿地再整備検討協議会 (H20.4.23) の開催結果について | |
| ・ 2 0 年度行徳湿地再整備事業における導流堤改修工事について | |
| ・ 市川市塩浜 1 丁目護岸暫定補強工事の実施について | 3 2 |
| 4 . そ の 他 | 3 7 |
| 5 . 閉 会 | 3 7 |

1. 開 会

三番瀬再生推進室 定刻となりましたので、ただいまから第 24 回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

本日は、張委員、佐藤委員から、所用のため欠席との連絡がございました。

また、倉阪委員、清野委員から、多少遅れるという連絡をいただいております。

現在、委員 22 名中 18 名の御出席をいただいております。設置要綱第 6 条第 5 項で定める会議の開催に必要な委員の半数を充足していることを報告いたします。

本日の配付資料ですが、資料一覧を別紙座席表の裏側に添付しておりますので、御確認をいただき、不足等があれば、お申し出いただくようお願いいたします。

また、各委員の皆様には、いつものように青いホルダーに入れた千葉県三番瀬再生計画等を机の上に用意しております。

さらに、委員の皆様には、竹川委員が本日持参されました資料をお配りしております。

本日は、知事が出席を予定しております。知事から冒頭の御挨拶を申し上げるところでございますが、所用が重なりまして到着が少々遅れております。知事からは、到着してから改めて御挨拶を申し上げます。

ここで、4 月 1 日付の組織改編により、三番瀬再生推進室の所属課が、企画調整課から地域づくり推進課に変更になりましたことをお知らせいたします。

また、あわせて同日付で事務局に人事異動がありましたので、新たに着任した職員について紹介させていただきます。

総合企画部理事の永妻でございます。

総合企画部副参事（兼）三番瀬再生推進室長の石川でございます。

2. 議 事

三番瀬再生推進室 それでは、これから会議に入りますが、会議の進行は大西会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

大西会長 皆様、御苦労さまです。よろしくお願いいたします。

前回 23 回の会議が昨年 12 月で、それから少し空いておりますが、その間、ワーキンググループを設置して、私のように参加しようとしてし損ねたのもいますけれども、実質半数以上の方に参加いただいて、何回かにわたって議論するという活動をしていただきました。資料の一番下にありますが、1 月には三番瀬に関連した三番瀬再生国際フォーラムが開催されて、それからワーキンググループの議論の過程等で、委員の皆さんからも、あるいは一般の方からも、再生会議の席上ではない、少しざくばらんな格好での、この再生会議についての意見を頂戴する機会がありました。私は全部伺ったわけではありませんが、事務局等を通じて、会議の進め方についてもいろいろ御意見があるということがわかりました。

一方で、会議が年 3 回では少ないのではないかという御意見。昨年は年度内に実質 5 回開催いたしました。基本的には 3 回でやろうということ、この間のメールのやり取りでもありました。PDCA ということで言うと、きょうの会議、次回の会議がチェック

(Check) アクション (Action) で、次回の会議は、来年度の実施計画をつくるという意味で P に踏み込む。D のところは主として県が担当するということでもありますので、この再生会議としては、P D C A と言うと C A と P を担当する。P については意見を言うということでもあります。その意味では、今回と次回が C A に関連して、最後の会議が P に関係するということで、一応対応して整理ができていますと思いますが、実質的な議論について十分かどうかという疑問の方もいらっしゃる。

ただ、一方で、この間の一般の方あるいは再生会議委員の方の意見の中で、1回1回の会議を効率的にやることによって議論が深まり、3回の会議の中でも十分に意見交換ができるのではないかという主張もありました。特に御指摘の中では、発言時間が長いケースもある、回数が多いケースもあるというような具体的な指摘もいただいております。物理的にも、再生会議は、この会議の会場をどうしても予定よりも長く使う常習犯になってしまっていて、会場のほうからかなり強いクレームがついているということで、時間をきちんと守らないといけないという立場に置かれているのも事実であります。したがって、私としては、当面限られた時間の中でできるだけ活発に御発言いただいて議論の実質を深めるといふ会議運営を、これまでもそのつもりでありましたけれども、いろいろ御批判もいただきましたので、さらに徹底したいと思えます。

ちなみに、概ねほとんどの方は平均発言時間が1分強、あるいは1分以内という方が多いのですが、何人が平均すると2分以上かかるということでもあります。国際会議のときに石西礁湖の紹介がありまして、ルールが決められて、発言は1分以内にしようといふみんなで決めて効率的に意見を交換しているということでもありましたけれども、1分というのは不自然な時間ではなくて、実際に三番瀬の会議でも、ほとんどの方が平均すればその中で意見が開陳されている。1分間というと、日本語で300字です。400字詰め原稿用紙に文章を書いて、それを人にわかるスピードで読み上げると、大体1分20秒というのが平均速度だということですので、400字で一つの意見を言うということではできるようから、1分程度あれば意見をきちんと述べる時間があるのではないかということで、明文規定にまでまだいたしません。今後、1分間を目途に発言していただくことを念頭に入れていただいて、できるだけいろいろな方が一つの問題について意見を言って論点が深まっていくということをしてさらに徹底したいと思えます。

この点、まず口頭でお願いするのですが、いかがでしょうか。議論の進め方でそういうふうにとしよう。よろしいでしょうか。

(「いいと思います」の声あり)

大西会長　それでは皆さん、これはまずそれぞれが守っていただくということでもあります、念頭に置いて御発言いただきたいと思います。

1回の会議の中でどうしても述べきれなかったことがあると思えますので、今までもそういうふうにはなっていたとは思いますが、事務局にファックスとかメールで問題点なり感じたことがあれば伝えていただいて、それが私のところに回ってくるようになりますので、少し意見に対応して整理をして、そして会議と会議の間時点における皆さんの意見も会議の内容や運営に反映させたいと思えますので、そういう機会も利用して、貴重な3回の会議を有効に使うということでもぜひ御協力いただきたいと思います。

きょうの議題は、さっき申し上げたように、C A に当たるところでありまして、19年

度の事業の結果をいろいろ議論する。それから、特に進捗についてやや疑問があるという事業についてワーキンググループを開いたわけですので、その結果を報告していただいて議論するということがチェックを行うというのがメインになると思います。引き続きそのチェックの延長は9月の会議でも行うことができますので、今回と9月をそうした機会として使っていきたいと思います。

それでは、内容に入るのですが、最初に会議開催結果の確認を、今回は工藤委員と上野委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長　では、よろしくお願いいたします。

(1) 第22回から第23回までの再生会議の結果について

大西会長　きょうの主な議題は、「次第」のとおりであります。

簡単に前回の議事内容を私のほうから紹介して、知事さんがお見えですので、一言御挨拶をその後でいただきたいと思います。

前回は、前々回に引き続いて、平成20年度実施計画について、特に再生事業の実施にあたり留意すべき事項を中心に意見交換を行いました。

まず、広報の進め方については、意見が多くの委員から出されたわけです。例えば記者クラブを通じて記事投げ込みを積極的に行うべき、あるいは市町村広報を活用してほしい、マスコミに注目されるようなソフト事業を実施して一般の人々の関心を高めるべき、という意見がありました。

次に、実現化検討委員会など個別の委員会について、再生会議に結果を報告するだけではなく、プロセスを共有するような進め方を考えてほしいという意見が出されました。

さらに、ラムサール条約については、なぜ県議会の理解が得られないのか、具体的に何が問題で、今どうなっているかなどを県は整理してほしい、あるいは小委員会のようなものをつくって問題点を詰めて再生会議に明らかにしてほしい、といった意見が出されました。

このような再生会議での意見を踏まえて、再生会議として20年度実施計画に対する意見書を提出することとしたわけです。これについては、会議後、文案を調整して、平成20年(今年)2月1日付で再生会議会長名で知事宛てに提出したわけであります。

また、それとは別に、私のほうから、ラムサール条約など個別のテーマについて検討グループをつくり議論を進化させたいという取りまとめをさせていただきました。それに基づいて、3月になりましたが、委員の有志による五つのワーキンググループを発足させたわけです。これについては短期的に論点をまとめるということで、きょうの会議までに概ねその役割を果たしていただいたと思います。

前回の会議の概要について以上のようにまとめましたが、今の内容について御指摘あるいはこの場で確認したいことがあれば、御発言いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

お手元にも文書でこれまでの何回かの会議について記録したものが配付されておりますので、資料1ですが、御参照いただきたいと思います。

それでは、前回の会議の内容の確認については、以上といたします。

議題（２）以降に入る前に、知事さんから一言御挨拶いただければと思います。

堂本知事 皆様、こんばんは。委員の方、オブザーバーの方、そして傍聴にお見えの方、本当にありがとうございます。

随分と、三番瀬の議論、長くなってきましたけれども、着々と皆様のおかげで議論を深めていただいていることを、厚く御礼を申し上げたいと思います。

おかげさまで 20 年度の実施計画を策定することができたことを、御礼を申し上げたいと存じます。

現在、県では、各年度の再生実施計画に基づいて再生事業を進めております。だんだんいろいろなことが、目に見えるような形で、少しずつですが進んできたように思っております。

三番瀬の再生、これは本当に、やってみてと申しますか、皆様の実感でもございましょうけれども、大変長い時間が今までの間にかかってきたということもありまして、これからも決して短い時間で右から左ということではなくて、こつこつと長い時間をかけて本物のこれからの歩みを歩んでいかなければいけないのではないかと考えておりますが、これからも、地元の住民の皆様、NPOの皆様、そして何よりも地元の市、それから国、そして関係者と十分に話し合いをしながら進めていくことが何よりも大事かと考えております。

唯一うれしい話といたしましては、去年から千葉県では生物多様性の県戦略をつくってまいりましたけれども、三番瀬は、そういった意味で、海、そして汽水の部分の生物の多様性をどう保全するかということも一つの大きなテーマかと思っておりますが、県を追うようにして 5 月 28 日に国としての生物多様性基本法が成立しました。これはやはり国として、そういう生物の多様性を海の中でも保全する、汽水のところでも保全していく、湿地を大事にしていくということが次第に大きなうねりになってきたのかなと、うれしく思っております。

これからもぜひ皆様と御一緒に、私たちは、この三番瀬の地域が千葉県として誇れるような、そういう形でのこの会議の成果がずっとみんなに認められていくような、そういうものになっていくことを願ってやみません。

きょうはどうもありがとうございました。（拍手）

大西会長 どうもありがとうございました。

長くかかるというお話がありましたが、長くかかるとは思いますが、この間、特に護岸の事業とか幾つかの事業が具体的に進み出しているということで、完成までには確かに長くかかるのですが、幾つかの重要な点について事業的にも一歩が踏み出されたのではないかと思います。

（２）19年度三番瀬再生事業の実施結果の概要

及び20年度の実施方法等について

- ・ 19年度実施結果の概要
- ・ 三番瀬再生実現化推進事業について
- ・ 三番瀬自然環境調査について
- ・ 市川塩浜護岸改修事業の実施状況について

大西会長　それでは次に、議題（２）平成 19 年度三番瀬再生事業の実施結果の概要及び 20 年度の実施方法等についてという議題に進みます。

ここでは事業全体の概要と幾つかの個別事業が議題に上げられています。やり方として、県から一括して諸事業について説明をしてもらって、その後まとめて、おそらく議論になる事業とそうでない事業と強弱があると思いますが、いずれにしても質問、意見をその後を受けたいと思います。

それでは、県のほうで一括してよろしく願いいたします。

三番瀬再生推進室　私からは、平成 19 年度実施結果の概要について説明いたします。

資料 2 - 1 を御覧ください。この資料は、平成 19 年度三番瀬再生実施計画に記載されている 43 事業について、実施結果の概要を示したものでございます。

一番左の「事業計画の節・事業名」の欄には、事業ごとの予算額、決算見込額に加え、事業計画における 5 ヶ年の目標も記載してございます。

この 5 ヶ年の目標に対し、19 年度実施計画では何を行い、どのような進捗があったかについて、その右の欄に、「目的・概要」「実施結果」「結果の評価」「住民参加・情報公開の状況」「問題点・今後の課題、改善の方向等」として取りまとめをいたしました。

本来であればすべての事業の概要について説明を差し上げるべきところですが、本日の会議では、この資料に記載のある幾つかの個別事業について、議題や報告事項の中で県から説明を差し上げることとしております。例えば 1 ページの「干潟的環境形成の検討・試験」につきましては、すぐ後の議題「三番瀬再生実現化推進事業について」の中で説明をいたしますし、それに引き続き三番瀬自然環境調査、塩浜護岸改修事業についての個別説明をいたします。さらに議題（３）ワーキンググループからの報告でも、ラムサール条約や目標生物調査事業、広報（ソフト）事業、まちづくり、条例について、代表者の方から事業の進捗状況を含めて報告をいただくこととなっております。

したがって、ここでこの表のそれぞれの事業を説明することについては省略させていただき、この後の議題、報告事項とあわせてこの表を御覧いただくことにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

資料 2 - 1 については以上でございます。

三番瀬再生推進室　資料 2 - 2 により、三番瀬再生実現化推進事業について説明いたします。

まず、三番瀬再生計画の事業計画の中では、三番瀬の自然環境の再生のため、干潟的環境形成の検討試験及び淡水導入の検討試験、自然再生（湿地再生）の実現に向けた取組を行うこととなっております。

県では、この三つの事業について助言をいただくため、平成 19 年 9 月に、学識経験者、漁業者、地元住民、環境保護団体などで構成する個別の検討委員会である三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会を設置いたしました。その後、資料の 9 ページに表がございしますが、この表のとおり、19 年度には 6 回、20 年には 2 回の検討委員会を、ここに書いてあるような検討内容を御検討いただくために開催しまして、試験計画案等の議論をいただいたところでございます。

また、検討の資料とするため、猫実川の水深調査や試験候補地の事前環境調査などを実施したところでございます。

また、平成 20 年度は、検討委員会での議論を踏まえ、干潟的環境形成及び淡水導入の試験計画を策定するとともに、湿地再生については、地元市、関係機関とも協議しながら、再生する湿地環境等の基本的な事項を確定していきたいと考えております。

続きまして、これまでに検討した具体的な試験計画案について説明いたします。

資料の 1 ページに「再生の目標と試験案の関係」という図がございます。また、2 ページに、試験ごとの再生イメージを載せております。これを見ながらお聞きいただきたいと思います。

再生目標と試験案の関係の図にありますように、三番瀬の自然環境の再生につきましては、主なものとして、干潟・浅瀬の再生、アシ原・塩湿地の再生、内陸湿地・小河川の再生、汽水域の回復、淡水導入等を進めていく必要があるわけですが、これらに必要となるような試験計画案を検討いたしました。

また、資料の 1 ページにございますように、試験計画案を検討した場所としては、市川塩浜護岸の前面海域が一つ目、2 番目として猫実川、3 番目として浦安日の出周辺、この 3 ヲ所で行った。

このうち、市川塩浜護岸前面海域における干潟的環境形成に係る試験計画案につきましては、検討委員会において再生会議へ報告することについて了解が得られましたので、本日、この会議で説明させていただくものでございます。

なお、猫実川での干潟的環境形成及び淡水導入試験計画案、浦安日の出周辺における試験計画案については、資料 1 ページには「検討中」という表記をしておりますが、これらの試験計画案と湿地再生計画案については、引き続き検討委員会の中で検討することになっておりますので、今後、取りまとめ次第、再生会議へ報告させていただきたいと思っております。

次に、取りまとめました三つの試験計画案について説明いたします。

資料の 3 ページ、4 ページを御覧ください。ここに試験計画案 1 が書いてございます。市川塩浜 2 丁目護岸前面における生物試験（完成護岸前面）という計画案でございます。

この試験案 1 は、塩浜 2 丁目の完成護岸前面を利用して、石積護岸前面、ここは環境としては塩分濃度が普通の塩分、周辺底質が砂質の状況ですが、この場所で段々の区画をつくり、砂が動かない形にして、干潟形成の検討のための基礎資料を得ようとするものでございます。

具体的な試験の方法等については、資料の 3 ページの「4 試験方法」のところに書いてあります。護岸前面に、A.P. 0 m ~ A.P. + 2.0m までの五つの地盤高、及びシルト・粘土分 30% と 50% の二つの底質の違う合計 10 試験区を設置して、地盤高の違い、底質の違いによる生物の加入状況や定着状況の違いなどを見ようとするものです。

試験期間は、生物の加入状況等を見ながら判断しますが、最長で 3 年間を考えています。

また、試験区については、籠に詰めた石で区画することとして、土砂は近隣の海浜砂または購入砂を使用する予定です。

区画間でのシルト・粘土分の流出対策をとるとともに、使用土砂の生物確認等の調査を行います。

また、モニタリング計画については、4 ページに記載してあるとおりに行いたいと考えております。

続きまして、資料 5 ページ、6 ページを御覧ください。これは試験計画案の 2 でございます。

試験案 2 は、塩浜 2 丁目護岸の市川市所有地前面海域を利用して、直立護岸前面、ここは塩分濃度が低めで、かつ周辺底質がシルト質の状況ですが、ここでも、試験案 1 と同じように砂が動かない形にして、干潟形成の検討の基礎資料を得ようとするものです。

試験方法、モニタリング方法などは、基本的には試験案 1 と同様ですが、試験区の設置場所の底質がシルト分であるため、試験区の地盤沈下対策を行います。

続きまして、資料の 7 ページ、8 ページを御覧ください。試験計画案の 3 でございます。

この計画案は、塩浜 2 丁目護岸の前面海域に砂を盛り、砂の移動観察をすることにより、波、海流の異なる各地点で砂がどのくらい移動するのか、移動する砂にはどのような生物が付くかを試験し、洲、澁などの干潟の微地形や干潟形成の検討のための基礎資料を得ようとするものです。

試験方法は、資料 7 ページの「試験方法」のとおり、護岸前面に天端高 A.P. 1 m、直径 10m の円状になるように砂を盛り、蛍光砂を用いて、移動方向、量を調査したいと考えております。試験場所は 3 カ所を考えておまして、試験期間は原則 2 ヶ月としますが、1 カ所については 1 年間としたいと考えております。

モニタリング計画については、8 ページに記載のとおりです。

県といたしましては、この三つの試験案をベースに、再生会議、評価委員会の意見をいただきながら試験計画を策定していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

自然保護課 続きまして、資料 2 - 3、平成 19 年度三番瀬自然環境調査について説明いたします。

平成 19 年度に実施した調査は、1 の(1)(2)に記載してありますとおり、三番瀬海域及びその周辺の調査地点における魚類の着底状況調査と、周辺に飛来する鳥類の生息状況調査を行いました。

調査方法等については、このページの表 1、次のページの表 2 に記載のとおりです。

3 ページ、「調査結果等の概要」です。

まず、魚類の着底状況調査のうち、「ア 着底稚魚の出現状況」についてですが、確認種は 47 種、1 万 2,413 個体でした。詳しくは 3 行目以降に記載のとおりですが、これらの結果を過年度調査と比較しますと、中段ほどに書いてございますが、種類数は増えておりますが、出現個体数は減っているという状況でございました。

次に「イ 着底稚魚のサイズ」についてですが、過年度調査で多く見られたイシガレイについて見ますと、過去の調査と比べると特に大きな変化はないという状況でした。

続きまして 6 ページ、鳥類関係の調査のうち「スズガモ及びカワウ食性等調査」についてですが、スズガモの消化管内容物調査につきましては、従前から漁業の混獲が起きていましたので、その混獲により得られた検体を利用して調査することとしておりましたが、ここに記載のとおり、今回の調査期間中においては混獲は起きませんでしたので、スズガモの検体は採取されませんでしたので、調査はできませんでした。

次に「カワウの吐出物調査」についてですが、カワウのコロニー内で 65 検体の吐出物を採取することができまして、内容としては、ボラ、ドジョウ、フナ属の一種、ニゴイ、

スズキ、シロギスの検体が得られました。詳しくはそれ以下に記載してございますが、7ページの上段にも書いてございますが、調査の結果、ボラについては200mm前後の個体を主に、それ以外の種については300mm前後の個体まで捕食するものと考えられました。

続きまして、10ページ、「カワウ飛翔状況調査」についてですが、周辺の海域や河川へと採食に行く個体群と、葛西臨海公園の渚付近を主な利用域としている個体群の二つがあるということが示唆されまして、詳しくは以下に書いてございますが、飛翔の方向、時間等については採食場所の方向、距離に関係があるものと考えられました。

次に、「鳥類個体数経年調査」についてですが、確認個体数は延べ71万1,875羽であり、平成14年度の調査に比べて大きく減少しておりました。確認書では、水鳥類が多く、全体の55.9%を占めて、スズガモ、カワウ、ハマシギが上位を占めていたということになりました。

続きまして12ページ、次に「鳥類行動別個体数調査」についてですが、本年度調査結果と過年度調査を比較いたしますと、カワウ、ミヤコドリについては、平均確認個体数は増加しておりましたが、スズガモ、キョウジョシギについては減少傾向を示したということになりました。

続きまして、13ページ、「平成20年度三番瀬自然環境調査事業の概要」につきましては、このページに書いてある水環境モニタリング調査と、次のページに書いてある深淺測量を実施することとしております。

以上でございます。

河川整備課 市川塩浜護岸改修事業の実施状況についてです。資料2-4を御覧ください。

平成19年度の実施結果につきましては、実施計画としては、塩浜2丁目350m区間の工事及びこれに伴うモニタリングの調査ですが、予定された工事を本年3月までに完了し、モニタリング調査を4月までに完了したところです。工事後のモニタリング結果としては、周辺海域への大きな影響は確認されず、生物の再定着についても順調に進んでいる状況が確認されております。

続きまして、平成20年度の実施状況についてですが、平成20年度の実施計画は、塩浜2丁目の中央部356m及び東側60mの捨石工事、陸側H鋼杭300m及び緑化試験、並びにこれに伴うモニタリング調査です。このうち捨石工事については、5月から工事に着手したところです。残る工事についても、順次着手するとともに、モニタリング調査を継続していく予定になっております。

2ページを御覧ください。今年度の工事の断面です。下のほうが東側の工区になっておりますが、この上で護岸の天端を利用して緑化試験を行うことを考えております。

3ページを御覧ください。今年度の緑化試験についてです。これについては概要を示してございます。

「1.試験目的」ですが、石積みで形成される護岸の景観が単調であると言われておりますので、その改善を図るために緑化手法について検討することを目的としております。まず、護岸の構造を利用した基盤の形成方法はどのようなものか、立地環境に合った植物を確認する。それから、緑化手法、種まきでいいのか、株の移植はどうかということを見出すことを目的としております。

試験場所ですが、その下にあるAゾーン、Bゾーン、この2カ所で計画を予定しており

ます。

4ページをお開きください。上に書いてある断面が、本年度やる予定の位置で、緑色で示してございます。

試験期間は、平成20年8月から平成22年3月を予定しております。

試験ヤードですが、まず発芽ヤード：植物の種が入った基盤をつくる箇所、それから移植ヤード：植物の移植を行う場所。基盤については、近隣の海浜砂、購入砂の2種類を考慮しております。あわせて、四つのパターンで試験を行うことにしております。

5ページをお開きください。これが、18年度の完成した部分で行う概略のイメージです。H鋼の枠を組みまして、その中に不透水性のシートを敷いて、その上に植物繊維シートによる袋に入れた砂を設置して、その上に種をまく、もしくは移植をしていくという工事です。1区画は2m×2mで、4パターンを予定してございます。

6ページをお開きください。こちらは平成20年度の工事の部分でございます。

これにつきましては、これから上の被覆石2層を工事しますので、その工事の実施にあわせて、被覆石の2層目の部分の下に吸い出し防止シートを入れて、被覆石をその上に乗せます。その後、砂を充填して、そこを基盤として種をまいたり移植をしていくということでございます。

その下に書きましたのが試験のイメージです。2m×5mが1区画で、それが4パターン出てくるということです。

それから、護岸検討委員会のほうで、この法面についてももう少し下のほうまでできないかという意見がございましたので、今それを検討しているところです。

7ページをお開きください。試験項目と内容です。

砂の性状調査ということで、本試験に用いる砂について、土壌の分析、粒度試験を行い、砂の安全性を確認してから搬入することにしております。

それから、移植する植物の調査ですが、ふなばし三番瀬海浜公園の植物の中から専門家へのヒアリングを通して選定するというようにしてございます。

観察項目については、以下の五つです。

下に工程表を示してございますが、これについては後で御覧ください。

続きまして、次のページ、これは平成21年度に予定している砂つけ試験の実施計画案でございます。

1ページをお開きください。

「試験の目的」ですが、塩浜1丁目隅角部の静穏域を利用して、砂を投入した場合の砂の挙動と、そこに現れる生物相を確認し、今後の護岸バリエーションの検討に活用していくことを目的としております。

「確認項目」としましては、砂の挙動については、測量によって変状を確認する。生物相については、生物調査を行って、どのような生物が確認されたかを整理するというようにしてしております。

場所につきましては、下の赤マルを示したところでございます。

2ページをお開きください。試験の実施フローを示しております。

この実施計画案については、5月に開催された第20回護岸検討委員会での検討を経て、今回、再生会議のほうへ報告しております。再生会議からの意見をいただきまして、砂つ

け試験の実施計画を最終的に確定して、ホームページ上で公開、それから来年度の現地作業、観察、取りまとめということで考えております。

3ページをお開きください。「砂の投入」です。

投入量につきましては、隅角部の規模を考慮して100 m³程度を考えております。砂の調達については、近隣の海浜砂、もしくは購入砂を調達するというように考えております。投入時期は、来年の6月頃を予定しております。

投入にあたりましては、汚濁防止工をして拡散のないような形で考えてございます。それから流出防止工をしておりますが、これについては、砂がすぐに流れ出さないようなことで計画をしております。

4ページをお開きください。「試験項目と内容」です。

本試験に用いる砂については、土壌の分析、粒度調査及び生物確認試験を行う予定です。観察につきましては、下の表のとおりです。地形測量、生物観察、その他を行う予定にしております。

以上です。

大西会長 四つの資料について、県の説明が一通り終わりました。特に後半、二つの個別の事業については、評価委員会でも評価を検討していただいたものです。3月に評価委員会が開催されたということですので、そこでの議論を踏まえて細川座長からコメントをお願いします。

細川委員 評価委員会の座長をしています細川です。

資料2-5「三番瀬再生評価委員会での検討結果」という資料を用意してあります。

評価委員会では、再生会議からの御指示があってもなくても、年度末あるいは年度初めぐらいに1回評価委員会を開いて、その年度の観察されたこと、その時点までにわかったことを教えていただいて、その年度の判断として、判断を変えなければいけないようなことが起きているかどうかというのをチェックしましょうということで、3月26日に評価委員会を開催しました。

二つの事業について、その以前の評価委員会（秋までのデータで議論してきた評価委員会）以降3月26日までに得られた情報について教えていただいて、それをベースにして議論しました。

結果が、一つ目の事業「市川市塩浜護岸改修について」ということでは、改修事業の事業者から観察結果、あるいは写真、あるいはデータ等を見せていただいて、それまでに評価したことと違うような現象や事象は特に見られなかったというところから、12月に再生会議に報告したような結果を変える必要はないと判断しました。ただし、引き続き注意深くモニタリングをしてくださいという要望をしました。

それから、三番瀬自然環境調査事業についても、取りまとめ方等について、調査の実施の状況をお聞きしながら、気がついたところを指摘させていただいたところです。

さらに、評価委員会内部の議論ですけれども、今後幾つかの事業が重なり合っこの海域の中で同時に進行するといったときに、それぞれの事業がそれぞれの事業の周りにどういった影響を及ぼすかは、それぞれの事業の中で注意深くモニタリングをしてもらうのですが、三番瀬全体がどんなふう動いていくかというのをどんなふう評価していったらいいだろうということについては、評価委員会の中でも引き続いて議論していきましよう

いうことを確認しました。

以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答あるいは意見交換に入ります。

特にきょうの中で三番瀬再生実現化推進事業は、はじめて具体的な実験案が提出されましたので、これについての御意見、御質問があると思います。そこを中心とは限りませんが、そういうことも念頭に意見交換をしたいと思います。10分くらい皆さんの意見を伺った後、会場の皆さんからも意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

工藤委員 小さなことで申しわけないのですが、確認を一つお願いしておきます。

自然保護課から説明いただいた自然環境調査は、魚類の調査を押し網という網で採集を行って調べている。結果としては定量的結果が出ているのですが、この「押し網」という表現でそのまま規格が特定できるのでしょうか。その辺は確認しておきたいと思います。

大西会長 自然環境調査について、いかがでしょうか。

具体的には、記述は、資料2-3の2ページ……。

工藤委員 2ページの表の2行目です。押し網です。

大西会長 工藤先生、もうちょっと疑問点を言っていたらいいと思うのですが。

工藤委員 少なくともこういうときに書いておくべきことというのがございまして、それは、こういう漁具であれば、「漁具・漁法図鑑」にちゃんと載っているということが必要ですね。そこで規格が決まっていればいいのですが、もし規格が決まっていなくて、横幅が幾つとか目合いどれだけと決まっていなくて、これは書いておかないと、二度と同じことができなくなってしまう。再現性のないことになりますので、必ずこれは記載しておいていただきたいということです。

押し網は、残念ながら、いま私が申し上げたものには載っていません。

大西会長 ということですが、再現性の観点からデータをきちんと示しておくべきではないかと。

自然保護課 ここに記載していないのではないかと御指摘かと思えます。報告書には書いてあったものを、ここで漏らしてしまったということですので、今後このようなことがないように記載していきたいと思えます。

工藤委員 了解しました。

大西会長 報告書はどこで見られるのですか。

自然保護課 県が調査をして上がってきた報告書のほうに。その数字は、その資料を持ってきていないものですから。

大西会長 それはいいですが、例えば委員なり一般の方が見ようと思ったら、どういうふうに見られるのですか。ホームページか何かに載っているのですか。

自然保護課 報告書につきましては、船橋市のサテライトオフィスに1部置くようにしております。

大西会長 報告書そのものを1部、サテライトオフィスに置くということですね。

自然保護課 はい。

大西会長 ほかにありましたら、お願いします。

本木委員 19年度の再生事業の実施結果についてお尋ねしたいと思います。

一市民として非常に関心のある問題であるけれども、単純といえば単純な疑問なのですが、例えば報告書の5ページに「アサリの資源生態に関する総合調査」というものがあります。この中で、過去3ヵ年、平米当たり20~29個体だったものが、8月には378個に増えている。ところが、9月の江戸川の出水によって287個に減りました。その後、だんだんとまた減少して、2月には44個になってしまいました。こういうことが出ています。以前から、いろいろと議論の中で、江戸川の出水に伴ってアサリに非常に大きな影響を与えるだろうということは何度も議論に出てきたのですが、私たちは、二、三年前だったでしょうか、アサリが取れて取れてしょうがないという時期がありました。それからまたこういうふうな現状になっている。この中で、冬季減耗も含めて2月には44個に減っている。こういった結果の評価を私どもはどういうふうに理解をしたらよろしいのだろうか。19年度のこの総合調査の結果について、単純なそういう疑問が一つ湧いております。これが1点。

それから、7ページに総合治水対策特定河川事業というのがあります。この3に印旛沼流域下水道事業というのがあります。ここに「新たな水環境の創造に取り組みます」と現在形で書いてあります。私どもが注目しているのは、船橋で2級河川としての海老川水系は、今、ネットワーク管が完成したことに伴って、船橋市は急ピッチで公共下水道の整備が進んでいます。今、市民の中から、この公共下水道が急ピッチで進むのはいいのだけれども、その結果として川の流量がどんどん減ってしまうのではないか、そうすると生態系に影響しないだろうかという議論があちこちで出ています。私どもは、このネットワーク管を通じて高度処理された水が還流されているこの事業については、非常に注目しています。今、船橋の場合には、飯山満川と長津川の二つの河川にこの施策が講じられているわけですが、具体的には去年の10月からこの還流が始まって、まだ半年しか経っておりませんから、この評価というところまではいかないのだろうけれども、その結果を私ども市民は非常に注目しています。しかも、身近な問題として、三番瀬との関わりで注目しておりますので、この辺について少し説明をいただければありがたい。特に、「新たな水環境の創造に取り組みます」と言っているのです。今後の20年度以降の計画などもあれば、あわせてお尋ねしておきたいと思います。

漁業資源課 アサリの江戸川出水による密度の低下ということについてですが、このときに調査をしております。そのときの推定量といたしましては、死亡量が1,900トン、生存量が4,500トンという結果がありまして、それに示されるように、8月の密度が10月には下がっているということが1点。

あと、冬季の減耗についてですが、2月の密度を御覧いただくとわかりますように、過去3年平均に比べて19年度の調査結果がよかったということでございます。例年12月ぐらいから密度が低下しまして、大体2月ぐらいにはこの程度の数字になるという結果でございます。

大西会長 今回の点は、夏季の過去3ヵ年の平均のデータはここにはあるのですか。

昨年については、8月とか10月のデータと2月のデータがあるけれども、過去3ヵ年については、20~29というのは、2月ということですね。

漁業資源課 2月のデータでございます。

大西会長 どのくらい減るかというのは……。

漁業資源課 冬季の減耗の結果として、過去3カ年に比べて四十幾つと。

大西会長 過去3カ年の、例えば8月とか10月のデータがないと、どのくらい減耗したかという、いわば減耗度がわからないじゃないですか。

漁業資源課 それはおっしゃるとおりですね。そこは要約版でして、記載しておりません。申しわけございません。

大西会長 記載していないのはわかるんだけど、どんな感じなんですか。

漁業資源課 実際は、アサリの細かな密度変化については漁場再生検討委員会のほうで報告しておりまして、ここには、要約版ということで、その結果の概要のみを示しました。

アサリの例年の密度変化というのは、6、7月から前年度に定着したアサリがだんだん出てまいりまして、その後、冬季になりますと波浪による減耗により密度が減ってくるということを繰り返しておりまして、ここではその結果だけを記載いたしましたが、もっと詳しい資料もございますので、必要に応じて報告させていただきたいと思っております。

本木委員 概ねわかりました。要は、378個というのは1年のうちで最も多い時期であります。しかし、この9月に江戸川出水があって、この影響でガタンと減っちゃいました。しかし、また、過去3カ年の20~29というのは、2月データと比較すると、この2月は44個であるので、少し増加していますという理解をしてよろしいのでしょうか。

大西会長 その点がちょっとはつきりしない。つまり、過去3カ年の例えば8月に何個かというのがわからないので、そこはちょっとはつきりしないですね。その点については、データを後で示していただけないということですね。

漁業資源課 おっしゃいますとおり、15、16年度は、この密度よりもかなり多い時期もございました。平成19年度の結果につきましては、今、委員の方がお話しされたとおりでございます。

大西会長 それは補足的なデータを示していただいて、併せて、それを県としてどう解釈しているのかということも、資料としてつくって、後で委員に配付してください。

2点目は、「新たな水環境の創造」ということで高度処理水の導水についての質問です。お願いします。

河川環境課 海老川流域の下水高度処理水の河川還元については、海老川流域水循環再生推進行動計画第2次行動計画の重点施策として位置づけられているものでした。去年の10月から高度処理水の還元を長津川、飯山満川に対して行っているところでありまして、河川環境課のほうでモニタリングを実施しております。

その状況につきましては、放流口の直下流と下流1kmの地点においてモニタリングを実施しておりまして、その地点についてはBOD、DOの改善が認められるところではありますが、総合的な評価については引き続きモニタリングを実施しながら評価していきたいと考えております。

下水道課 今、河川環境課から話がありましたが、長津川と飯山満川については、昨年10月から、当面、週2回、午前9時から午後5時までの8時間、実際に高度処理水を放流しております。

今申しましたように、海老川流域の水循環再生第2次行動計画では「当面、長津川と飯山満川への効果を見ながら」という形で記載してございまして、この2河川のモニタリン

グ結果を踏まえて、今後、ほかの河川について関係する機関と協議や調整を進めたいと考えております。

大西会長 委員の中で御質問、御意見のある方は、何人くらいいらっしゃいますか。(発言希望者挙手)

それでは、今の4人の方に意見をいただいて、会場の方の意見を伺います。

倉阪委員 資料2-1の13ページですが、後で議論する機会がないと思いますので、ここで指摘をしておきますと、環境学習施設等検討委員会は委員会の開催に至らなかったというのですが、これについて、大変重要な課題だと思うのですが、なぜ委員会の開催が何もされていないのかということについて、もう少し背景を教えてくださいと思います。

大西会長 4人の質問、意見を伺って、まとめて県のほうで答えたいと思います。

後藤委員 市川塩浜護岸のところですが、緑化試験と砂つけの実験については、検討委員会のほうでできるだけ参加型でやってほしいということですが、きょうの資料の中にそれを書き込んでなかったのが、一般の人も見やすい場所だと思いますので、ぜひ一般参加ということも含めて言っていただければと思います。

竹川委員 19年度の実施計画の概要ですが、個別の資料のほうに詳細にあるものは別といたしまして、全般的に結果の評価が目的との関係で評価されていないのではないかと。事業量を消化したということは評価の一部であって、事業の目的が、海と陸との連続であるとか、または淡水導入の問題であるとか、それぞれに河川の場合も、負荷量のCOD、りん、窒素の減量とか、そういうので目的があるのですが、すべて評価は「事業量をほぼ達成した」ということでは、実際我々としては意味がわからないということをまず検討していただきたいと思います。

それから、再生の目標、要するに実現化推進の事業の点です。今回は三番瀬の試験が1、2、3とありまして、1が生物試験、2がこれも生物試験、3が砂の移動試験とあるわけです。前にも言いましたが、要は、塩浜の護岸の前の砂つけということが実際に連続であるとか生態系の問題で新しい生物を調べることが目標なのですが、これをあえて、砂をつける、ないしは砂をつけた後の生物の出現を見るということの意味がよくわからない。ということは、前面には相当の生物がおりますし、現に砂がそんなに大きな移動をしていないわけですから、その点、共通した問題です。そういう点で、ここに書いてあります試験の目的と試験の方法がマッチしていない。

もう1点、「検討中」というのが二つありますが、日の出のほうの試験については四角で囲っていないわけです。とって、検討中でもない。これについてはどういうことなのかという点です。

とりあえず以上です。

三橋委員 先ほどの本木委員の海老川への高度処理水の導入の件ですが、生物調査もなさっているのでしょうか。もしくは、これからなさるのでしょうか。

大西会長 では、お願いします。

環境政策課 私から、環境学習施設検討事業の質問についてお答え申し上げます。

18年度、環境学習施設等検討委員会においては、7回の会合、2回の視察を通して検討委員会の報告をいただきました。その結果について、関係部署等と今後の委員会の進め方等について検討、また県として環境学習基本方針を昨年度進めておりまして、そういっ

たものの整合を考えていたところ、日程の調整等もありまして、昨年度、開催できませんでした。大変申しわけなく思っております。

これにつきましては、先日、環境学習施設等検討委員会の吉田委員長と相談いたしまして、今年度、7月を目途に開催したいということで、現在、調整を進めております。よろしく願いいたします。

河川整備課 先ほど、緑化試験について、一般参加はどうかということでしたが、緑化試験については植え込みについて参加を検討しているところでございます。

三番瀬再生推進室 竹川委員の質問にお答えします。

まず、浦安日の出の試験についてですが、1ページに記載している浦安日の出周辺試験については検討中でございます。2ページの資料については、「検討中」という言葉が入ってなくて申しわけございませんが、これについても検討中ということでございます。

2ページ目の資料の記載については、今回、計画案として提案いたしました試験案1、2、3については、きょう説明しておりますので、四角で囲っているものです。

続きまして、試験の目的と実際にやろうとしていることが一致していないのではないかということですが、これにつきましては、試験案1、試験案2については、先ほど説明しましたように、現在できている完成護岸の場所あるいは直立護岸のところに階段状に五つの高さを設けた試験区を設けまして、それについて生物の加入について見るということですので。これについては、こういう形でいろいろな高さの試験区をつくることで、どういう高さにどういう生物が加入してくるのか、そういったものを見ようとしているものでございまして、これが干潟を形成するために役に立つのではないかとということで、こういう試験を計画しているものでございますので、目的がはっきりしないということはないのではないかと考えております。

河川環境課 海老川の生物調査についてお答えいたします。

生物調査については、高度処理水の還元が始まる前と、実施後にも実施しております。

大西会長 もう一つ、実現化推進のところの砂つけ試験計画案3の砂移動試験の意味という質問が竹川さんからありましたが、これはどうですか。竹川委員は、この委員会の委員なんだから、そこでお聞きになっているんじゃないかと思いますが。

三番瀬再生推進室 回答漏れがあって申しわけございません。

試験計画案3につきましては、資料7ページ、8ページに試験の目的等が書いてございますが、護岸の前面にこういった砂を置きまして、砂が果たしてどういう方向にどのくらい移動していくのかというのを、蛍光砂を使って見ようとするものでございます。そういったことによって、干潟をつくった場合の地形の安定性ですとか、あるいは局所的な干潟の微地形の安定性ですとか、そういったものを見ようとするものでございます。

大西会長 今、それぞれについて答え等がありました。質問者はよろしいですか。

竹川委員 例えば試験1、2、3にいたしましても、「干潟・浅瀬の再生」という目標イメージがあります。これにつきましては、その目標イメージの干潟・浅瀬というのは、泥質の干潟を言っているのか、砂質の干潟を言っているのか、その辺の質的な目的・目標がどうもはっきりしない。アクセスといいましても、海に近くなるという意味でのアクセスなのか、ないしは、例えば海浜公園とかそういう形で下りて歩いてというようなアクセスなのか、その辺も漠然としているわけです。そういう点と、試験の方法論とがどう結びつくの

か、何度も質問するのですが、その辺のことを説明していただきたいと思います。

三番瀬再生推進室 竹川委員の質問にお答えいたします。

試験案の1及び2では、先ほど申しましたように、シルト・粘土分が30%と50%の試験区を設けることにしております。この二つの試験区でいろいろな砂質とかシルト・粘土分が高いものを代表できるかどうかということはありませんが、二つのシルト・粘土分の割合が違う試験区でそういったものを調べることにより、それぞれの場所でどういう生物が付きやすいのかということが見られるということで、私どものほうではその試験をやる意味があると考えております。

大西会長 これについては来年度実施ということですね、具体的な試験は。だから、20年度はさらに具体的にどういう試験をやったら効果的かということを検討するということになるのですかね。どうですか。

三番瀬再生推進室 県といたしましては、基本的な方法としてはこういう試験方法ということで考えておりますが、こういった試験のやり方をベースに、評価委員会の専門家の方の意見も聞いた上で、よりよい試験をやっていきたいと考えております。

大西会長 それではここで、お約束ですので、会場の方の意見を伺いたいと思います。

発言がある方は、手を挙げてください。

特にいらっしゃらないですね。

では、今の議題、つまり19年度の実施計画概要についてということと、三つの具体的な事業について、これは過年度の経過とこれからの計画、新しくやるものもありますが、整理していただいて、必要といたしました。

幾つかデータが不足しているというものがありませんでしたので、それについてはデータを整理して、委員に提供していただきたいと思います。そういうものについては、ホームページ等で一般の方にもわかるようにしていただきたいと思います。

それから、最後の答弁にもありましたが、実現化推進事業の試験案について、これは周辺環境へ影響を与える可能性もあるということですので、周辺環境への影響予測、あるいはモニタリングの手法に対する意見、あるいはこの実験方法の妥当性について専門的な分野から助言があればそれもお願いするというので、評価委員会のほうでこの点について御検討いただきたいと思います。

それから、19年度の三番瀬自然調査事業については、この結果に基づく三番瀬全体の評価について、評価委員会のほうで御検討いただきたいと思います。

市川市塩浜護岸改修事業、これについても21年度の実施計画作成に向けたモニタリング手法及び砂つけ試験を行うということですので、この試験案についての評価もお願いしたいと思います。

定例的には年度末に三番瀬全体の環境の変化について評価委員会で検討していただいているわけですが、個別の事業に関係して今の点をよろしく願います。

細川委員 評価委員会のお役目として、再生会議からこれこれについて調べなさい、評価しなさいという御指示をいただいたので、これをもって評価の作業に着手したいと思いますが、一つ要望があります。全体のまとめのときに、会長のほうから、情報の公開をなさい、データについて公開する方向で考えなさいという御指示がありました。評価委員会でも、いただいたデータを見比べながら、こういうことかね、ああいうことかねというふうに議

論をするわけですが、例えば三番瀬全体でのアサリの調査などをされているということもあって、必要な情報があれば、個々の個別の事業を超えて別の部局が調べられた情報についても県のほうから教えていただくということも含めて教えていただきたい。という一つ要望があります。

それから、今、竹川さんから御指摘がありました。個々の事業の中でもいろいろな議論があったようなので、そこら辺の議論についても個々の事業の議論の様子もあわせて御紹介いただいて、評価に着手したいと思っています。評価委員会としては、竹川さんの先ほどの議論がありましたが、干潟の再生に見合うような、一発でホームランが打てるような実験というのはなくて、いろいろな知見の積み重ねの上で、いろいろな方面での条件の整備の上でこういったものが可能で、そのために一番抜けているところから小さな規模でもいいから少しずつやっていこうという位置づけだということにきょうは受けとめました。その位置づけの中での評価をさせていただきたいと思います。

大西会長　では、情報なりデータの提供については、評価委員会の要望に応じて県のほうで可能な限り提供していただくようお願いいたします。

特に護岸の関係については、海と陸との連続性を象徴する事業だと思いますが、護岸の事業がある程度進んだ段階でさらにそこに砂なり植栽をして連続性の可能性をさらに探るという一歩進んだ段階の実験が始まるということなので、私としては非常に高く評価したいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

議題（２）は以上とさせていただきます。

（３）ワーキンググループからの報告について

大西会長　次に、議題（３）ワーキンググループからの報告に移ります。

ワーキンググループについては、冒頭にも申し上げましたが、前回、昨年 12 月の再生会議での議論を踏まえて、個別のテーマについて検討グループをつくって議論を進化させるために発足したものです。資料 3 がそのワーキンググループの報告になりますが、これは後でそれぞれの代表者の方から御紹介いただくとして、最後の 16 ページ、17 ページ、18 ページにその概要があります。五つのワーキンググループを設置して、このテーマ、16 ページにあるような「ラムサール条約の登録」から「三番瀬再生保全利用の条例」まで 5 つであります。概ね実施計画の中で県の予算が具体的につけられていない。「予算がつけばいい」「つかなければだめだ」というふうに 1 対 1 には言えませんが、予算がついているものはそれなりに事業が見えているわけですが、ついていないものについてはなかなかまとまった形でその事業が見えない。したがって成果もわかりにくいという問題が議論の中で浮かび上がってきたので、特にそうした事業について、この際、委員が自ら進捗度について調査して、どこに問題があるのかという問題点を整理してみようという趣旨で、チェックの作業の一環として行っていただいたものであります。

それぞれ一定の方法で、17 ページにあるような格好でワーキンググループの位置づけ、進め方がある程度整理して、4 月以降、具体的に作業をしていただいたということで、18 ページにワーキンググループの開催状況について書いてあります。2 回ないし 1 回、県の担当者と議論するというやり方で整理していただきました。ワーキンググループの方には

大変御苦労さまで、ありがとうございました。

それでは、順次、ワーキンググループの取りまとめ責任者の方に報告していただいて、意見交換をしたいと思います。

最初に、ラムサール条約ワーキンググループについて、これは吉田副会長に取りまとめ責任者になっていただいたので、お願いします。

吉田副会長　ラムサール条約への登録のワーキンググループの報告をさせていただきます。

4月23日と5月12日の2回行いまして、委員は、漁業関係の大野委員、地域からの委員ということで木村委員、それから環境NGOから竹川委員、そして私と、4人でございまして、私が、代表者というよりは記録係ということですね、取りまとめ役を務めさせていただきます。

大きく分けますと、「事業計画・実施計画の進捗状況はどうか」　現状把握ということと、2番目に「進捗に当たっての課題や問題点は何か」　課題抽出、3番目に「再生会議でどのようなことを議論すべきと考えられるか」ということで、再生会議でぜひこれを議論していただきたいという整理、その整理をするということで行いました。

まず、1番目の進捗状況ですが、上からまいりますと、円卓会議の報告　2004年の三番瀬再生計画案、あるいはその後再生会議の中で検討いたしました千葉県の2006年の再生計画、いずれにもラムサール条約の登録推進が明記されております。また、再生会議からは、「目に見えた進展をお願いしたい」という特別な要望もついてございます。

これに対して、2003年、円卓会議の報告書ができるちょっと前の段階の夏ぐらいだったと思いますが、漁業者の委員の方から5項目ぐらい懸念が出されまして、その円卓会議の中で、岡島会長が漁業者との話し合いの場を持つということをおっしゃったり、あるいは出席されておられた環境省、水産庁のオブザーバーの方からも、事実関係、この懸念についてはどうこうだということの説明をいただいたところです。ですが、漁業関係の委員の方は「最初から反対ということではないが、懸念は残る」ということで、そういった状況だったわけでございます。

それが一段落しまして、今度、県議会のほうに三番瀬問題特別委員会というのができました。その第7回委員会（2006年6月）にラムサール条約登録について検討されたわけですが、「県の基本計画案に対して、地元市をはじめとする関係者と十分協議すべき」という意見がついたところです。

それから、委員会そのものの決定ではありませんが、自民党の県議会議員から「三番瀬問題解決の着手順序」というのが出されまして、この三番瀬問題に関しては、転業資金問題、第二湾岸道路、あるいは漁場再生、そういったものを優先すべきであって、ラムサール条約は6つの課題のうち5番目というふうにされているところでございます。

その後、県は漁業者とどういう話し合いをしているのかということが前回非常に大きな話題になりまして、それについて資料を求めたのですが、例えば最近のところでは、2006年に4回、2007年に5回、2008年3回になりますとそういった話し合いがございまして、船橋市漁協のほうではラムサール条約登録促進決議がされているわけです。この背景には、漁業への懸念が全くなかったわけではないわけですが、再び埋立推進ということになりますと、漁場が埋め立てられてしまうと漁業そのものが存立できなくなってしまうわけですので、ここで大事な時期であるということでラムサール条約登録促進を決議したと、そ

ういう大野委員からの説明を伺いました。

ほかの2漁協の懸念については、2番目で説明いたしますが、幾つか懸念がございまして、そのために今すぐに賛成ということにはなかなかならないという状況が現状としてあるわけです。

「知事のイニシアティブ」と書いてあるところについては、知事さんにぜひイニシアティブを取っていただきたいということですが、ここに書いた理由としては、委員の中から、なかなか「ラムサール条約の登録をしましょう」とならない理由として、「第二湾岸道路の問題があるので、できないのではないですか」という質問がありましたので、それについては、憶測で話すのではなくて、県議会の答弁とかそういった具体的なものでちゃんと把握しましょう、事実関係を確認しましょうということで、県のほうから資料を出していただいて、「第二湾岸について、『第二湾岸があるから登録できません』ということは言ったことは一切ございませんで、第二湾岸については三番瀬の再生と整合性がとれたものになるよう国に要望している」とお答えになっているところでございます。最近では、3月の県議会で、「全員の賛成によって登録されることが望ましいが、賛成と反対があるので時期尚早ではないか」と答弁されているわけですが、これについては、知事さんがきょう御出席ですので、もし何かあれば後でお言葉をいただければと思います。

それから、関係市に関しては、2002年にラムサール条約の登録推進決議を行っておりまして、現在も変わっておりませんので、登録そのものには賛成いただいているところではないかと。

ここまでが現状です。

次に、2ページ、課題は何があるか。この順番は順不同ですが、比較的たくさん書いてあるところは大きな課題ではないかと、委員のほうで話し合った中で思ったところですが。

1番目としては、漁業者の懸念というのは一番大きくあるわけですが、水鳥と漁業の軋轢ということで、ノリ養殖と水鳥の羽毛の関係。これは、昔だって水鳥がいたので、今さらノリで問題になったのではないのではないかとということがございましたが、ノリの養殖技術の変更によってこういった問題が今は大きな問題になっているのだということ。それから、水鳥が混獲されることについて懸念されているということ自体は、先ほどの自然環境調査のところでもございましたが、そういった混獲される時間帯を避けてやっていっしょるとか、そういうこともございますので、そういったことを回避しながら漁業をやっけていっしょなのだということはある。

2番目として、漁港整備への支障が問題ではないかと。現在、漁港の位置については漁業者の中で話をされていまして、これから地方の漁港ということで進められることになる、そういう段階であるということです。

転業準備資金問題、これについては、既に裁判所による民事調停という段階に入っております。どうなっているのかという委員からの質問があったのですが、これは当事者同士で調停中ですので、状況はわからない。ただ、企業庁の期限もございまして、早期解決が望まれるということでございます。

それから、漁場再生ができなくなるという懸念については、漁場再生の委員会が開かれて一定の進展はあるのですが、目に見えた形になっていないと認識されているので、その懸念は払拭していないのだと。

このあたりが、今、懸念ではないかと思われているところです。

2番目に大きな問題点としてありますのは、登録範囲が未定であるということです。これは、卵が先かニワトリが先かということがありますが、登録範囲が決まっていないので利害関係者が明確となっていないので具体的な交渉に入れたい。そして、船橋市漁協のほうは3月に登録推進を決議されましたので、船橋市側だけでも早めに登録したいという意見もございました。あるいは、既に登録されている谷津干潟と行徳湿地との連携が必要なので、広域な登録が必要であるという意見もございました。行徳湿地まで入れるとすれば、漁業関係者以外にも土地所有者の同意が必要になるのではないかとということもございました。この辺が課題ではないかと。

3番目として、先ほど御紹介した県議会特別委員会における優先順位というのがございました。ただ、「この優先順位がこうなっているから県として進められないということではない」という説明は県のほうからしていただきました。それぞれ進展は見せているのだけれども、明確な問題解決には至っていない。中には、まだ埋立推進を望む県議会議員もいる。このあたりが課題ではないかと。ただ、この順序で、転業資金問題、漁場再生、第二湾岸、こういったものが優先順位だと言われたとおりの順番でないといふことになりますと、ラムサール条約登録はとんでもなく先になってしまいますので、同時並行で議論しないといけないということです。

続きまして「知事のイニシアティブ」という点につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

関係市の意向についても、関係市の意向としては変わっていないと思いますが、まちづくりの中でラムサール登録が非常に役に立つのだよ、むしろまちの発展に役に立つのだというあたりを、もうちょっと話していく必要があるのではないかとということです。

最後に、環境省が具体的には国指定の鳥獣保護区特別保護地域とするわけですので、国のほうが進めてくれているのではないかと委員の意見がありましたが、これにつきましては、県からの説明で、2002年に既に国は確認して鳥獣保護区の候補地に挙げておりまして、2006年には国も県と一緒に漁協に説明しておりますし、利害関係人との調整段階にあると言えるのではないかと。

こういった中から、3ページですが、再生会議で一体どういう点を議論したらいいかというのを抽出しました。

まず、解決すべき問題は、先ほどからお話ししているように、課題は非常に多い。むしろ多過ぎるわけです。これを全部解決しないと登録できないということになると、とんでもなく後になってしまいます。そうすると、一体こういったところから手掛かりで始めたらいいかということで、登録範囲の検討というところから始めたらいいのではないかと意見がございました。三番瀬全体の登録を目指すということが、今までどおりの案としてございます。もう一つの案としては、この3月に船橋市漁協が登録推進を決議した。この機会をうまく活用して、第一段階として、船橋航路と市川航路の間を登録し、第二段階として三番瀬全体を登録し、第三段階として行徳湿地や既に登録されている谷津干潟とつなげていく、そういう段階的登録ということも視野に入れてもいいのではないかと意見もございました。こういった点についてはこの4人の委員だけで決めることはできませんので、ぜひ再生会議で議論したほうがいいのではないかと。

ただ、このときに注意すべきことは、これまで三番瀬がラムサール登録湿地としてふさわしいと言われてきたのは、ラムサール湿地の登録基準を満たしているからということですが、この基準も、こういった段階にした場合に、船橋・市川航路の間だけでこれは満たすことができるのかどうかということはありません。

2番目として、三番瀬再生・漁場再生とラムサール条約登録ということ、一つは、ラムサール条約は水鳥保護の条約と誤解されているので、このラムサール登録がむしろ自然再生や漁場再生につながるのだということ議論して、それをみんなが共有する必要があるのではないか。三番瀬再生、漁場再生につながるラムサール登録の方法を検討するという方向で議論する。

それから、ラムサール条約の懸念ばかりが議論されるよりも、メリットというのをもっと議論しなければいけない。漁業とラムサールという意味では、登録されると漁業者にもこんなにメリットがあるという部分、これは三番瀬のブランド化とか、食料自給率の向上とか、フードマイレージにより温室効果ガスを少なくするとか、いろいろ関係することはあると思います。

それから、まちづくりにもメリットがあるのだということで、海を生かしたまちづくりとか、あるいは湿地センターなど環境学習施設ができるとか、そういったことのメリットについても議論していこうと。

最後に注意事項ですが、議論していく中で、先ほどから懸念として出ていた転業資金問題とか第二湾岸とかいろいろあると思いますが、調停中とか計画中などのものについて憶測に基づいてこういった公開の場で話すことはあまりふさわしくないもので、そういったことよりも、むしろ登録促進のために何ができるかという建設的な議論をしたほうがいいのかという話がありました。

登録範囲につきましては、これは国が決めることなので、こちらでいろいろ議論は出てはいるのですが、これについては国指定鳥獣保護区の指定を担当する環境省の意見も聞きながら進める必要がある、これについては留意する必要がある、そういうことが出ておりました。

それから、先ほどの市川行徳、南行徳漁協の意見も確認して進めたほうがいいのかということ、これにプラスして意見があったのですが、先ほどの2番目の「漁業者の懸念」という部分については、もう既に、こういったことがまさに懸念していることだということを確認していただいております。

最後に、ここには書いていないのですが、ラムサールの登録の議論をするときには、ぜひ知事さんに議論を聞いていただくことを要望するというのが書いてあったのですが、これは、本日いらしていただいておりますので、これは特に書いてございませんが、このとおりになっております。

以上です。ちょっと長くなって申し訳ありません。

大西会長　一通り結果を伺いたいと思います。今の吉田さんの報告のところにありますように、これは全部、事業計画・実施計画に書いてあることなので、その進捗状況という観点からどうなのかということと、進捗が少し鈍いのではないかと懸念がある問題ばかりなので、進捗に当たっての課題や問題点は何かということと、今後、再生会議で進めていくためにどのようなことを議論すべきか、3つの項目について整理していただいているわけです。

特に3番目、再生会議でこれからどのようなことを進捗に向けて議論していくべきなのかというのが大事だと思いますので、ちょっと時間管理を怠ってしまいましたけれども、今の吉田さんの発表と大分時間が違うと文句を言わないでいただきたいのですが、全体で1人3分で発表していただいて、最後が大事ですので、ここに2分程度かけていただいて、前の2つは30秒ずつと少しはしょって、一応書いていただいていますので、要点だけにとどめていただければと思います。御協力をよろしくお願いします。

次は、5ページ、生物多様性回復のための目標生物調査、後藤委員にお願いします。

後藤委員 18ページに、4月16日と5月14日、2回にわたってやったのと、行徳内陸性湿地の見学会、及び漁業者の方のヒアリングもやりながら、やってきました。

特徴としては、オープンにしてみんなが入れるような状態で議論しようということを進めてきました。

進捗状況については、19年度実施計画で、資料整理。既存資料や博物館等の資料によって、生活空間ごとの生活史や生物環境の状況を整理する。19年度は、それについてある程度のまとめができたということです。

それから、なかなか再生会議で立ち上がらなかったのが、「目標生物選定に係る勉強会」等を、三番瀬市民会議のメンバーや有志でクラブ活動でやってきました。それらとの話し合いの中で69種類を候補生物としてリストアップして、それについて調査をして、その整理が一応行われたというのが、進捗状況でございます。

2番目に、進捗にあたっての課題や問題点は何かということですが、20年度は、新規に予算も確保されたということと、そういう意味では体制が整ってきた。しかし、目標生物というのは非常に幅が広い問題で、みんなが共通認識として持たないといけないということで、一応、次のページの別紙1に基本的な考え方を私のほうでまとめました。

目標生物の抽出と生態系、環境条件の整理を行っていったらどうだろうか。

一番上のマスが、「長期目標としての生物の候補群の抽出」です。これは、今まで、再生イメージワーキング、円卓会議、あるいは「三番瀬の変遷」、三番瀬の漁場再生の目標、昭和35年頃を目標としていこう、それから特性マップなどができています。その中で、かなり昔のいい時代の生物相と生態系、環境はどんなものだったかというのを整理しておいたらどうだろうか。一つは生息環境の整理。それから、生物の生活史の整理。どのような場を、どのような時期に、どのようなスケールで使っていたかというのは、もうちょっと深掘りしていく必要があるだろう。それから生活と人との関係、文化、そういったものも少し深掘りしていく必要があるだろう。必要に応じて文献整理やヒアリング、それからアンケートによる確認をしていく。

中期目標としては、そういう状態から環境変化が起こって、どういう生物がどういう時期に少なくなっていたかとか、そういうことを整理してやっていこうと。これについても、円卓会議、漁場特性マップ、補足調査、自然環境調査、目標生物資料に向けた既存文献調査が行われていますので、これについて文献、ヒアリング、アンケートによって確認していこうと。

当面の生物群の抽出としては、どのゾーンに今どういう生物がいるのか、周辺の行徳内陸性湿地、谷津干潟、三番瀬等で、生き物がどういう関係で生息しているかをピックアップしていったらどうか。それらがどういうプロセスでどういうふうになっているかという

のを相互に検討しながらやっていったらどうかというのが、一つの提案です。

3番目、「再生会議でどのようなことを議論すべきと考えられるか」というのは、そのフローが、次のページ、「生物多様性回復のための目標生物調査の進め方」ということで、それぞれ、長期目標、中期目標、当面の目標としての候補群をピックアップしながら、三番瀬再生自体の目標を共通認識とし、再生を県民運動にするために、抽出のプロセスに再生委員、個別検討委員会委員、評価委員、県民参加もやりながら共通認識をつくっていく。そういうプロセスをやっていったらどうか。その候補群が出てきた段階で、生態系・環境条件の整理ができた段階で再生会議で報告して検討する。その上で評価委員会で検討してもらって、あるいは個別の検討委員会、あるいは再生実現化もありますし、漁場再生も、情報提供しながら検討していく。それからパブリックコメントを受けて、生物多様性のための三番瀬再生目標生物の策定を行う。これを策定した結果、もう一度三番瀬再生会議に報告・検討し、案をつくって県としての生物多様性の回復のための目標生物を決定・公表していく。こういうプロセスで行っていったらどうかという提案でございます。

委員としては、蓮尾委員と清野委員。

一番下に「三番瀬再生目標生物勉強会」というのがありますが、これは、継続的にずっとウォッチングしていくような仕組みをみんなが参加しながらやっていくことが必要ではないかということでございます。

以上です。

大西会長 ありがとうございます。

それでは次は、広報関連について、倉阪委員。

倉阪委員 広報ワーキンググループにつきましては、これまでの進捗状況を見ると、なお一層広報の充実強化が必要だといったことございまして、具体的には4点の方向で進めていく必要がある。第一に、一般の人の関心を生んでマスコミにも取り上げられるような新しいことをやらなければいけないよ、これが一つ目。二つ目は、バラバラに単発の事業をやるのではなくて、有機的に連携してやるべきだと。三つ目は、地元市とも連携をしながらやっていくべきだ。四つ目は、今すぐできることからちゃんと手をつけていく必要がある。こういう方向で話をし、次の再生会議に予定を出しましょう、今年度やることを出しましょう、出してくださいと、こういう話になりました。

10ページを御覧ください。平成20年度の広報関連(ソフト)事業の予定についてというものをおつくりいただきました。

この中で今年度予算がついているものとして、三番瀬再生の広報に係る標語・図案等の検討、これからまず始めていく。それから再生キッズの育成事業についても予算がついていて、こちらについては、今年度は勉強会、観察会を企画する。こういったところが県のほうで予定されていることである。それから、三番瀬の再生支援事業です。これは昨年から引き続きやっていくということでございます。

この標語につきましては、11ページから後、この素案をおつくりいただきました。広報ワーキンググループとしては、キャッチコピー、シンボルマーク、マスコットキャラクターの選定を、できれば選考段階から地元市あるいは関係の団体に加わってもらいながら、この選考をするということの一つの起爆剤として地元のネットワークをつくっていくように工夫されたらどうだろうかという提言をしたところでございます。

それから、いま予算がついていないもの、10 ページのもので言いますと人材バンクであるとか、パスポートであるとか、再生クラブであるとか、こういったものについても今の段階なら検討ができるのではないだろうかということで、13 ページに、「参考」ということで、私のほうの責任で、こういったイメージではないかということで出させていただきます。

パスポートと言うとわからないので、もうエコポイント制度に変えたほうがいいのではないか。これは、クリーンアップとかに参加すればポイントがもらえて、それを集めれば例えば三番瀬海苔が買えるとか、そういう仕組みである。提供する景品のようなものを、三番瀬クラブ、再生クラブのようなものを組織して、企業の方から協力をいただきながら、そこに参加する子どもたちが再生キッズであって、そういったサポーターのようなものを企業と子どもあるいは一般の方に広げていくようなソフト事業として、これはエコポイント制度であればスタートアップは100万円もあればできるのではないだろうか。運用は、企業のほうからの協賛があれば、公費をあまり投入しなくても継続できるのではないだろうか。そういう工夫をしていただきたいということで、「参考」を付けさせていただきました。

ソフト面の事業については、今からでもできる話でございますので。この再生会議の皆さんに対しては、建設的な何か魅力のある提案等があれば出していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

大西会長 ありがとうございます。

次は、「三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくり」ということで、これは上野委員にまとめていただきました。お願いします。

上野委員 この委員会というのでしょうか、私と歌代委員、2名だけなのですが、ともに、歌代委員は市川行徳の自治会を代表しておりますし、私も浦安の自治会連合会を代表しておりますので、市民の声というのは一番近いところにあるかと思えます。そういったことを踏まえてお話しさせていただきます。

1 番目、「事業計画・実施計画の進捗状況はどうか」。

実施計画は、「地元市と協議するとともに、まちづくりを支援する」という言葉に沿って、我々地元市と県とこの再生会議が議論をいろいろ切磋琢磨してやっていただくものだと思っておりましたが、残念ながら、なかなかそういう状況にはない。意見交換を行ってきたと県は主張していますが、なかなかそういう状況にはないような形が見えております。

浦安市では、三番瀬を含む浦安市の河川・海岸とその周辺の緑地・公園を対象に、2カ年をかけて水際線整備の基本計画の策定予定があります。

市川市では、塩浜地区について「塩浜地区まちづくり基本計画」が策定され、地権者組織である「市川塩浜地区第1期まちづくり推進協議会」が設立されるなど、まちづくりが進捗しております。

船橋市では、ふなばし三番瀬海浜公園について、用地の約半分を所有している県企業庁と協議中であります。

習志野市では、三番瀬に面した地区は、前面が航路で、事業所は稼働中という状況であり、現状の土地利用の変更は当面考えていないということでございます。

2 番目、「進捗に当たっての課題や問題点は何か」。

浦安市では、日の出地区の三番瀬に面した緑地帯の整備計画が市民に示されておられません。ただ計画があるということで、今現在、立入禁止になっております。また、県は、護岸の全面立入禁止ということで、昨年、看板をバースと立てました。これも県は、先ほど吉田委員からありましたが、環境学習施設ということで、「三番瀬と親しみなさい」「市民とともに三番瀬がある」と言いながらも、一方は、河川のほうでしょうか、「護岸立入禁止」と看板をダンダンと全部立てて、道路封鎖までしております。

市川塩浜区では、護岸が決まらないと後背地の計画が決まらない。地権者にとって、非現実的な土地の提供要求や規制・制限には非常に抵抗感が強いということでございます。

3 番目、「再生会議でどのようなことを議論すべきと考えられるか」。

当面は、浦安市日の出地区の水際線整備と市川市塩浜地区が対象となります。

浦安市日の出地区の三番瀬に面した緑道の計画では、市民の意見を聞いて議論すべきであるということです。なお、現状では立入禁止となっているが、利用できるような方向で議論すべきである。今現在、観察会においては、日の出北公園というところを通していただくように、また元に戻ってきておりますが、今は全面立入禁止ではないです。UR（都市再生機構）は、市民の力が強いということで、塀を全部閉め切ってはいないです。一部を開けております。要するに、市民の圧力で壊されてしまう。例えば、今週はないですが、来週の 21、22 だと、潮回りがまたよくなりますと、日の出の干潟が干出します。そのときに、数千人規模で来られます。こういうことは市民利用がかなりあるということですが、千葉県は、そのような市民利用のルール、乱獲とか迷惑行為の防止策、こういうことについて全然議論しておりません。本当は市民の中でそういった話は幾つも出ている以上は、やはり利用のルールということを必死で早く議論すべきであるということをおっしゃっていただきます。

市川塩浜地区では、まちづくりの主体である市が、長期にわたり地元関係者と協議して進めているので、その考え方をもとに、護岸位置などの現実的な対応を検討すべきである。この護岸位置については、市川塩浜地区で 1 ha の整備予定があるということですが、市川市はある程度の図面をお出ししたので、やはりそれに沿った議論を今後進めていくべきではないかということでございます。

以上です。

大西会長　　ありがとうございました。

今の最後の護岸位置というのは、自然再生用地ということですか。

上野委員　　今現実にあるのは、市川市が持っている市川塩浜地区所有地ですね。その護岸の位置というのは、本来決められているはずかどうかという形がちょっと問題になっていると思われるのです。

大西会長　　今、護岸の事業が始まっていますが、そのことではなくて……。

上野委員　　市川市の所有地です、前面の。

大西会長　　わかりました。

次に、最後ですが、条例関係ということで、遠藤委員にお願いします。

遠藤委員　　それでは、「三番瀬の再生保全利用の条例」ということで、ワーキンググループの報告をさせていただきます。

委員は、私と三橋委員、それから大西会長でございます。

会議は、4月22日と5月13日の2回開催しております。

まず、この条例について、いつどのようにこれまで議論されてきたかということ調べておく必要があるだろうということから、円卓会議のこれまでの経過をちょっと調べてみました。そうしますと、円卓会議は相当回数が開かれておりますが、第7回円卓会議において初めて具体的な条例の話題が出てきました。この背景は、円卓会議としていろいろな話題を延々と議論しておるけれども、果たして条例ということについてこのままの議論でいいかどうか、条例に関してはもう少し具体的に検討する必要があるのではないかということがきっかけになったわけです。続く第8回円卓会議、平成14年11月ですが、このときに至って、条例も視野に入れた検討を行う必要があるということで、(仮称)制度化委員会の設置準備という話になっております。これを受けまして、平成15年の制度化研究会という小委員会がつくられるわけですが、それについての組織や検討課題、あるいは素材の整理などが行われた。その後、同じ15年の6月から12月にかけて再生制度検討小委員会は条例要綱案の検討に入りまして、具体的に円卓会議において条例要綱案をまとめたものが提出されております。これが平成16年の1月でございます。

この条例要綱案の内容ですが、非常によくまとまっております。前文、目的、定義、そのようにまとめられているのですが、さらに後ろのほうに、このことについての重要な事項として、「県民の関心及び理解を深めるための措置等」ということで11項目目にまとめられております。これについての重要な部分といたしますのは、「県民の関心及び理解を深めるための措置」ということで、具体的に「知事は、三番瀬等の再生、保全及び利用についての県民の関心及び理解を深めるため、三番瀬等の再生、保全及び利用に関する広報の充実、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。」、このようになっております。

一方、平成18年における県の実施した「県政に関する要望」というアンケート調査がございます。これによりますと、やはり第1位は、当然かもしれませんが、災害に関する県民の意見が非常に強いということになっております。第2位は高齢者福祉ということで、両方で3割程度を占めているわけですが、自然再生等についての関心はまだ非常に低くて、12%というような平成18年度の世論調査の結果が出ております。

このようなことから、もう少し周知徹底させる必要があるということとはわかるわけですが、今回のワーキンググループの課題であります1番目の「事業計画・実施計画の進捗状況はどうか」ということについては、今お手元の資料にあります平成19年度の実施結果の概要の中に10番目の項目として網羅されておりますが、先ほど申しました条例要綱案についてかなり精緻な検討がなされているということが記述されております。具体的には、政策法務に係る立法技術についての情報収集や、特に最近では海洋基本法などが成立しておりますので、そういったものとの兼ね合いなども調べております。

このような状況があるわけですが、条例というのは当然のことながら課題解決や政策の実現を目的とする手段になるわけで、ある意味では非常に有効なのですが、大きな拘束力を持つことになるわけで、そういう意味では一般に納得のできるような内容が明確になっている必要がある。特に進捗に当たっての課題や問題点は何かということについての事項としては、そこにも明記しておりますように、条例が本当に必要不可欠なものであるかどうか、社会全体でそういう方向で理解させる必要がある。これがなされる必要がある。こ

のような状況があるだろうと思います。

それから、再生会議でどのようなことを議論すべきかということについては、今申し上げましたように、条例は県民・住民のある面の制約ということにもなりますので、それをある形として条例を進めていくためには、県民運動的なものがしっかりしていないと、これはなかなか難しい。その議論の過程で、特に特定な分野とか偏った考え方で偏狭な議論ではなくて、いろいろな視野から考えた議論が必要だろうと。こういうことが特に言えるだろう。それから、三番瀬は東京湾の湾奥で、千葉県の一部でありますけれども、東京湾全体、もう少し首都圏全体を考えて議論するというのも必要なのではないかと、こういったことも挙げられております。

具体的にどんな問題が現在あるかといいますと、現状の問題点としては、既にありましたように、ラムサール条約の登録とか、あるいは漁業の問題、あるいは第二湾岸などの道路計画など、そういった諸問題がありますので、そういった諸問題との整合性とか、あるいはそういった課題をどのようにクリアしていくかということが明確になっていく必要がある。その意味で、今後これらを十分煮詰める必要があるというのが、ワーキンググループの主な内容でした。

以上でございます

大西会長 ありがとうございます。

この5つのワーキンググループについては、前回までの再生会議の議論を踏まえて私のほうから設置をお願いして、ボランティアで入っていただいてつくったものであります。狙いとしては、特に議論が遅れている、あるいは事業が遅れているという意見があった項目を5つに整理してワーキンググループの対象としたわけですが、それぞれ論点整理のところまでしていただきましたので、ワーキンググループとしてはこれで一区切りということにします。ワーキンググループから報告があったことを、今後、再生会議の中で議論していく。できるものについては、今年の事業にも反映させるし、来年度の事業にも反映させていきたい。

きょうは、この5つを全部議論する時間は元からないとっておりましたので、9月の会議でも議論を継続することにして、特に今までの議論の中で皆さんから意見の多かったラムサール条約と広報（ソフト）事業について議論をしたいと思います。

ちなみに、この中で目標生物については、既に今年から予算がついているということなので、これまでの状態とは少し違った、一歩進んだと言えるかどうか分かりませんが、具体的な議論の場ができたということになります。ということもあって、ラムサールと広報（ソフト）事業について意見交換したいと思います。

時間がなくなっているわけですが、まずラムサールについて御意見をいただきたいと思っております。特に論点としては、「推進」ということはここでも確認しているわけですが、新たな提案として「段階的な登録」ということが出てきていると思っております。大野さんがいらっしゃいますが、船橋漁協のほうでは市川航路から船橋寄りの海域についてラムサールの登録推進という決議をされたということで、これがいろいろな制度上有効な提案なのかどうかというのはまだきちんと詰め切れていないのですが、県が中心となっているいろいろな折衝・推進をしていく中で、選択肢の一つとして段階的登録ということがあり得るのか、あるいは、それはだめだ、再生会議としては県に今までどおり全面登録ということを提案す

るのか、そこが一つの大きな点だと思います。この中で登録するとかしないとかいうことは決められないのは御承知だと思いますので、そういう点について御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

倉阪委員　せっかく円卓会議から再生会議という形で全体4市集まって議論してきたわけですので、できれば全面登録をし、これを契機に三番瀬に対する関心もいま一度高めることに挑戦していただきたいなど。特に堂本知事は、生物多様性知事として、ここについては本当に頑張っていたいただければと私は感じております。

後藤委員　技術的な問題として、やっぱりクライテリア（登録基準）の分析をまず進めていただいて、それが段階的にできるのかどうかという議論も含めて、まず整理をきちっと行っていただきたいと思います。

竹川委員　千葉県の本会議等でも知事のお話では、ラムサール登録をしても漁業については支障を来さないということをはっきりとおっしゃっているわけですね。手順といたしまして、ラムサール条約の前に国指定の特別鳥獣保護区、これが順番だということの本会議で副知事のほうからもおっしゃった。問題は前段の国指定の特別鳥獣保護区の問題ですが、既に2月に環境省のほうからサウンドがあったと。現在、三番瀬については、鉄砲でカモを撃つとか何とかは禁止されていますから、そういう意味で、県のほうにお伺いしますと、これは国のほうがやるのだとおっしゃっているわけですね。しかし、これは既にお話があるわけですから、やろうとすれば、とりあえず現在既にそういう規制をしているわけですから、国指定の鳥獣保護区について積極的に県のほうからも働きかけをしていただきたい。希望です。

清野委員　私自身は、段階的にでも指定をしていただいたほうがいいのかと思っています。その理由の一つは、三番瀬再生の議論を随分長く続けてきましたけれども、「具体的な成果は何があったの？」と最近よく聞かれます。そのときに、いろいろな再生事業とか土地とか場所に関わるころはいろいろな意味で厳しいわけですが、こういった一部だけでも合意がとれて一歩でも進んだということに関しては、私は三番瀬の成果の一つとして段階的でもやるべきだと思います。

実は、環境省もおられるのですが、ラムサール登録湿地の国内法での対応をどの法律でどうすべきかというのは、三番瀬に限らず、いろいろな議論が始まっています。ずっと環境省の法令的な枠組みの中でやってこられたものを中心にはするのですが、それぞれの事情にあわせて、ほかの国内法の中で弾力的に環境とか保全が入ってきているので、そういうものをあわせて検討して、全体としても環境政策として進めていくという、そういういろいろな努力を本当に登録したいところはしています。ですから三番瀬においても、既にいろいろな検討はされていると思いますし、環境省のほうの基本的な応援もあると思うので、それを進めていただきたいと思います。

そういうことで、ラムサールについてお願いします。

木村委員　ワーキンググループでは、4人の委員が、並列ではなくて段階的に進めたほうが良いという意見でした。議長がこの前の会議のときに、「県議会で通るかどうかが一つの問題であり、政治的判断ということになると思うが、場合によってはラムサールについて求めたほうが良い」と、こういうふうに書いてありますが、実際にワーキンググループの中で、船橋漁協と市川・南行徳漁協は歴史的な漁協の成り立ちからいって問題意識が非常に

違うというふうに僕は感じました。ということは、市川とか南行徳漁協は、江戸時代のころから漁業に携わってなかったということをお聞きしましたので、そういう面では、漁業に対する問題意識は、ラムサールまで結びついていくには大変だなと理解したのですね。そういう面では、確かに全体的にはラムサールとして登録したほうがいいと思いますが、それはいつになるか大変な問題になってくるのではないかと思う。そういう面では、現状を踏まえた上では段階的にやったほうがいいのではないかという意見がワーキンググループであったり、僕もそれに賛成します。

藤本委員 私は、スピードを重視したいと思います。クリアすべき条件が段階的な登録ですと小さくなってスピードアップができるものならば、何せスピードを重視して段階的なものにしたらいかがかというのが、私の意見です。

大西会長 それでは、この問題で会場の御意見を伺いたいと思います。委員も1分程度の発言時間にしていますので、御協力をお願いします。

発言者A Aと申します。

報告の中で、知事のイニシアティブに関連すると思うのですが、第二湾岸道路問題は両立するように国に要望しているというのが、ワーキンググループでの県からの回答だったのですね。今、分けるかどうか、いろいろ三番瀬のあり方について考えていますが、第二湾岸問題というのは、極めて全体にも関わるし、重要な問題だと思うのです。したがって、知事のイニシアティブとして両立を考えていらっしゃるというのは、両立の中身、こういうふう考えているのだということ、県民の皆さん、もちろんここでは再生会議に明らかにして、問題点をはっきりさせるといふか、その点をぜひ、知事もいらっしゃるの、私としては要望しておきたい。今ここではすぐには無理でしょうけれども、今後ぜひやっていただきたい。

発言者B Bと申します。

今までラムサール条約というと、県は、「漁業者が反対しているから」ということをいつも言っておりました。しかし、今、船橋漁協が賛成した。段階的にやろうではないかという声も上がっていますので、ぜひ段階的にやっていただきたいと思います。

発言者C Cと申します。

ワーキンググループの報告で、検討すべきことで、登録の範囲とか三つ出されました。私は、こうじゃなくて、検討すべき課題というのは、「関係者の合意形成」ということが5ヵ年計画になっているわけですから、この「関係者」を本当に必要な関係者に広げて、その方が一堂に集まって、その中でいろいろ出された問題をお互いに出し、お互いに議論して解決する、そのことに努力することによって合意形成に進むのではないかということで、真の関係者に集まっていただいて関係者の合意形成を進めるという課題をお願いしたいと思います。

といいますのは、ワーキンググループの三つ課題、確かにいろいろ重要な課題で議論されるでしょう。しかし、いろいろな意見が出て、また長時間の議論を経て一定の結論が出たとしても、実際に関係者の合意形成、次の段階に行くわけですね。新たに関係者が集まったところで、同じような疑問が出るかもしれない。つまり、同じ課題をまた議論する。相当な時間がかかるわけです。しかも、そのことによって合意形成に結びつくかどうか、本当に見通しがいいわけですね。そうじゃなくて、関係者の合意形成と言っているのです

から、端的に関係者が集まって、そこにお互いに問題を出して、そのことをみんなで真剣に考えてやったらどうかということです。ここにはもちろん環境省、千葉県、四つの市、それから鳥獣保護区法に基づく一定の手続で利害関係人。これは環境省の関東事務所のほうで押えていますから、そこに聞けば誰が利害関係になるかわかります。それから公聴会も開かれますし、その出席者も環境省関東事業所で調べています。そういう方も含めて、漁民も含めて、また再生会議の方も含めて、本当に関係する方みんなに集まってもらって、そこで議論する。そのことが合意形成に結びつくと思うのです。

知事さんも来年で任期があるそうで、次期のことは私はよくわかりませんが、やはり今の知事が、埋立計画の白紙撤回、大きなヒットを飛ばしたわけです。そういうことで、ラムサール条約の登録に見通しをつけて花道をつくってあげる、そのことが今一番ふさわしいことではないかと思います。ひとつよろしくお願いいたします。

発言者D Dと申します。

運営上のことにも関わると思うのですが、時間配分。ラムサール登録ということについては、去年の12月の再生会議でも、何人もの委員さんが、なぜ登録が進捗しないのかということから始まりましたけれども、何せ今、ちょっと時間を計ってみました、実質的なラムサールに関する登録の話、議論の時間が、今でさえ10分程度なんです。これって、いろいろ問題もあるし、皆さんのいろいろな理解のこともあると思うので、どちらを提案するかと絞ったことに関しても時間配分が何せ短いと思います。それは結局、再生会議での議事とか報告事項が多いということにも起因すると思いますので、それであれば、9月でも別件でいろいろ議論をするのでしょけれども、何せ開催回数が少ないのも一因であると思いますので、運営上の問題ということも御配慮いただきたいと思います。

大西会長 ありがとうございます。

ラムサール条約の登録問題については、環境省が深く関係していると思います。きょうのワーキンググループのまとめについて何かコメントがあれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

環境省 御指名ではありますが、あいにく私はラムサールの担当部局ではございません。ただ、こういうお話もあって、担当部局と千葉県のほうでは何度か意見交換会もし、密接に連絡を取っているという話を聞いておりますので、もしよろしければ千葉県からの報告、もしくは後日経緯を報告という形でやっていただければと思います。

大西会長 この問題について、県のほうには最後にお伺いしたいと思いますが、行政3市がお見えですが、何かコメントがありましたら。それぞれ沿岸の市は「促進」という立場を維持されていると私は理解していますが、何か御発言がありましたら。

市川市 その後、この件に関しては全く県からもお話がありませんので、何とも言えないのですが。話し合いをしていないということでございます。市川市ももちろん要望を何度も出しました。ただ、あれから6年経っています。三番瀬再生の状況とかそういうのをもう一度説明して内部の意思を固めなければいけませんから、今すぐ「前と同じです」とは私の一存では言えません。

大西会長 ラムサール条約の登録問題については、円卓会議の中でも議論して、登録促進ということで円卓会議の報告書でもまとまっているわけです。それ以後、この基本計画等においても大きなテーマの一つとして掲げているわけですが、なかなか、最終的なところまで、

県だけ、あるいは再生会議だけで決められることではない。ということで、目に見えた進展がないということで、目に見えた進展をするべきだという意見を再生会議でも出しているところですが、きょうの段階で新しい提案としては、県がいろいろな活動をしていくための選択肢の一つとして、漁協の賛成が得られているといえますか、むしろ積極的に登録すべきだという決議をされた船橋漁協の提案も一つの選択肢として考えていくべきなのかどうかということが新しい要素ということになります。発言の中では「全面登録のほうがいい」という主張もあったのですが、全面登録を妨げるものではなく、段階ですからステップを踏んで前進していこうということなので、二者択一ではないということではあると思います。時間差が出てくる。ということなので、選択肢の一つとしてそういうことも考えて検討するべきだということについて、特に反対はないですか。いかがでしょうか。

わかりました。

それでは、再生会議としてはそういうことを含めて登録促進するべきではないかというのが今の意見であると思いますが、県のほうでこれはどなたか受けとめていただけるとありがたいと思いますが。

自然保護課　今、登録を進めるにあたり、選択肢の一つとして段階的登録ということも検討してみたほうがいいのかということだと思っておりますが、日本の中において現在 33 カ所の登録がされておりますが、そこら辺の状況を見まして、段階的登録がなされているものはないと私としましてはいろいろな資料から見たときに思っておりまして、環境省に内々に聞いてみたところでも、段階的登録をやったケースはありませんということでした。もし今後検討するとしたときにどういう手続が必要なのかということも、まだ何もないということでしたので、いま現在これこれこういうふうになればいいというものは何もないので、今「選択肢として」ということだったかと思っておりますので、今後どのようなことをすればできるのかについて調べてみななければならないかなと思ったところです。

大西会長　もちろんこれは一帯の海域ですので、三番瀬全体、あるいは既に登録されている谷津干潟との連携とか、行徳湿地との連携ということが望ましいと、議論するとそういうことが出てくると思うのですが、一方で、しかし、現実にそれを実現することによってさらに県民の関心も高まってくるし、あるいは不安も解消されるということもあると思いますので、「段階的」という言葉が適当かどうかわかりませんが、全面的な指定を求めつつ、もし可能であればある場所に限って次のステップで登録するとか、さらにその次に進むということも、全面登録推進運動の過程で一つの産物としてあり得るのではないかと。その辺は、私は使った言葉にとらわれず少し柔軟に考えていただきたいと思います。要するに、目に見えた前進の一つとして今の問題を考えていただければと思います。

いずれにしても、これはきょう初めてこの場で議論されたことでもありますので、少し事務的にも検討していただいたり、対外的にも情報収集していただく必要があると思いますので、また、その報告を受けたいと思います。

大野委員　船橋漁協でこれを決議した事情は、大都市の真っ只中にある三番瀬という漁場を守っていくためには、周りの人たちの認識と協力を得なければならないというのが一つです。それから、きょう知事さんが見えていますが、知事さんがこの海域を救ったわけですが、トップが代われればまた施策も変わるのではないかと。そういう事情の中で、条例なり、あるいはラムサールによって「漁場として残す」という歯止めをかけない限り、いま世界中に

オイルマネーが循環していて、一方では価値観の違う見方、一方では地球環境を守っていくという二流があるわけで、これのせめぎ合いによっては、都心の真っただ中の湾奥唯一の埋め立て可能地という見方をされると、漁場としては残らなくなってしまう。そういう中で、ラムサール登録が目的ではなくて、その海域を良好な状態に残すための手段として選んだということでございます。ですから、そこがいい状態で残されるとするならばどういう方法があるのか。堂本知事さんがずっと知事さんをやっていたら、当然、埋立は回避されると思いますが、一方では埋立を進めたいという話もあるわけで、これらの中で決定したわけです。

そういうことですので、段階的登録というのは、第何代目の大統領だったかちょっと記憶にありませんが、ジェファソンが「デモクラシーの基本は、知らせること、知ってもらうこと」、そういうことありますので、段階的にやれば、隣の組合が、またうちの組合の漁師たちも、それがいいのか悪いのか、そういうことはよくわかるわけです。今の漁師たちの問題点は、よく理解していない、理解できない、そのための不安があるわけで、これをずっと論じていたって、言葉だけでは理解できない面がたくさんあるわけです。そういう中で、段階的なことも考えたほうがいいのかと思っております。

大西会長 ありがとうございます。

もう一つ広報をやると思ったのですが、時間がきょうはなくなりましたので、これについては、先ほど倉阪委員の発表の中で、11 ページに、三番瀬再生保全のための標語、シンボルマーク、マスコットキャラクターの選定という事業をやるという提案であります。これは、倉阪さんの提案ではなくて、県の提案です。これについては、こんな格好で地元をできるだけ巻き込んで進めていくということによろしいでしょうか。特にこれは異議がないところだと思いますので。

その他の広報についていろいろ重要な点がありますので、これは次回以降また議論していくことにいたします。

三橋委員 今の広報のことですが、読んでみましたら、サテライトオフィスの役割が今と違ってくるのかなという部分があるのですが、それは倉阪委員と後ほど話をさせてもらうということによろしいでしょうか。

倉阪委員 9月以降の議論で。

三橋委員 タイミング等はお任せします。

大西会長 では、広報については、本格的議論は次回にまたさせていただくことにいたします。

3. 報告事項

- ・三番瀬漁場再生検討委員会の検討状況について
- ・第23回行徳内陸性湿地再整備検討協議会（H20.4.23）の開催結果について
- ・20年度行徳湿地再整備事業における導流堤改修工事について
- ・市川市塩浜1丁目護岸暫定補強工事の実施について

大西会長 県のほうから報告事項がありますので、これを手短かに手際よくお願いいたします。

水産課 資料4-1に基づき、三番瀬漁場再生検討委員会の検討状況について、簡潔にということですので、非常に簡単に報告させていただきます。

まず、会議の開催状況ですが、これは平成 16 年に設置して、現在まで 12 回開催されております。

資料 4 - 1 の 1 ページに書いてございます「漁場再生の目標の設定」を行い、その下に書いてございます「再生事業の展開」と、いろいろな事業を展開しているところでございます。

時間も押しているところで本当に恐縮ですが、裏面の 2 ページ以降に、流れの改善方策の検討から始まりまして、その後続いておりますアオサ、アサリ、ノリ、藻場造成、こちら辺は資料 2 - 1 に記載されている部分と重複しますので、この部分については後ほどこの資料を見ていただければと思います。

それから、漁場再生検討委員会で議論した内容については、ホームページに載っておりますので、一般の方々は、恐れ入りますがそちらのほうで御覧いただければと思います。

最後にもう 1 点、先ほどアサリの資源量のところで指摘がございました。これにつきましては、会長の整理のとおり、詳細を調べまして、後日、委員にお知らせして、またホームページにその部分を記載したいと思っております。

以上です。

自然保護課 資料 4 - 2、第 23 回行徳内陸性湿地再整備検討協議会の結果について説明いたします。

開催日時は、本年 4 月 23 日に行われました。

議題としては、19 年度の実施結果、20 年度の実施内容について、行徳湿地再生に係るワーキンググループについて。そこに記載の内容について御審議いただき、御承認いただいたところでございます。

詳細につきましては、恐れ入りますが、添付資料を御覧いただきたいと思います。

続きまして資料 4 - 3 をお願いいたします。行徳湿地再整備事業における導流堤改修工事についてです。

行徳湿地とその隣の雨水・雑排水が流れる丸浜川に導流堤がございまして、これの腐食がひどく、かなりの部分で穴が開いた状況になっておりますので、その補強を今年度から始めようとするものです。これの詳細につきましては、添付の資料を御覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

三番瀬再生推進室 資料 4 - 4 「塩浜 1 丁目護岸暫定工事について」を報告いたします。

塩浜 1 丁目の鋼矢板護岸は、現在、市川市が所有・管理しているところですが、次のページにございますように、腐食の進行により倒壊が懸念されるということで、市川市が、当面の安全対策として、前のページに戻っていただきまして、下の断面図にありますような袋詰めの割栗石を設置し、護岸の倒壊を防ごうということで、これは平成 17 年に約 50 m 行われた緊急工事と同じ工法でございまして、工期は 6 月末から 8 月末、施工の延長は次のページに示されている青いマルの 3 ヲ所、それぞれ 10m、20m、40m の合計 70m が予定されております。

以上でございます。

大西会長 県からの報告は以上ですが、最後の塩浜 1 丁目護岸の補強工事について、市川市から補足事項があるということですので、お願いします。

市川市 塩浜2丁目、3丁目の護岸については県で整備していただいて、大変感謝しております。ただ、1丁目については解決に至っておりません。県の担当課ともずっと議論はしていますが、要望もしているのですが、これは平行線です。既に20年前から護岸の陥没が始まりまして、もういよいよ危なくなってきました、もうこれ以上先送りができない状況になっております。そこで、今回、護岸はこういう工事をしますという要望、それに対する財政的支援の要望と同時に、今までいろいろ課題を整理して、ここで決着を図りたいと考えております。お手元にいま配りました要望書で、要望と同時に、これまでの課題、いろいろ懸案の事項に関して回答を求めています。そういう要望書を出したということも皆さんにも正しく伝わるようにということで、きょう回しました。ぜひ、いい回答をいただきたいと期待しております。

以上でございます。

大西会長 報告がありました件について、皆さんから何か質問がありましたら、お願いします。では、一言だけ私のほうから。

最後の点であります。時間がない中で県、市から話があったので、全貌がおわかりにならない方もいらっしゃると思います。私もわかっているわけではないのですが、これまで収集した情報を総合すると、問題は、さっきの4-4の緊急暫定工事、これは護岸の腐食が次のページの写真で明らかなので何らかの対応は要するということですが、もし護岸をきちんともう1回作り直すということであれば、こうした緊急暫定工事ではなくて、いろいろな方法があり得ると思います。例えば鋼矢板の護岸をもう1回コンクリートの直立護岸としてやり直すとか、あるいはそうではなくて、いま我々がやってきているような格好で恒久的なものをつくるか、何らかの恒久的なものが要る。あくまで今回の提案は、夏に向かって暫定的にやる工事だということなんですね。ただ、この暫定状態がいつまで続くのかというのが気になるというのが、我々の立場ではないかと思えます。

それをめぐっては、県のほうは、20年ぐらい前ですか、ここを埋め立てたときに、恒久護岸を市川市がつくって、市川市の管理下に全体が置かれている、だから市川市の責任で恒久護岸が壊れたものについては修復するべきだという立場のようであります。それに対して市川市は、この中を読みますと、この護岸については、埋立中止によって暫定状態が問題になっているのだ、埋立が行われればここは恒久的になったはずだ、県の責任において護岸を修復するべきではないかということのようで、私は裁判官ではないのでどっちがいいとは今言いませんが、その責任の所在をめぐって対立しているのは事実だということで、この状態、つまり暫定護岸の状態がいつまで続くかというのは少し不透明なわけです。私としてこれは困るので、ぜひこの際早く決着していただいて、この場所について、今の状態が放っておけないというのは一目瞭然なので、どういうふうにするのかということについて少し根本的な立場から整理をしていただきたいと、県のほうにお願いしたいと思えます。

竹川委員 ここはいわゆる漁港区域の護岸になるのでしょうか。この中に「海岸保全区域等の指定を行い」ということが書かれていますが、その辺についてちょっと……。

大西会長 その辺は、お互いの見解が違うので、公平に聞こうと思うとわかりにくいと思えます。

市川市 今言っている600mは、漁港区域の先でございます。今ある漁港はこれに入っており

ません。その先、航路までの間です。

大西会長 それから、海岸保全区域にもなっていないと。

市川市 海岸保全区域は、私たちは1丁目全域をお願いしてきました。2丁目、3丁目に関しては指定をしていただいた。1丁目についてはなっていないということでございます。

大西会長 報告事項について、よろしいでしょうか。

それでは、ワーキンググループの成果を踏まえた議論は次回に積み残すということで、その間またいろいろ御意見がありましたら、さっきの要領でファックスとかメールで事務局に出していただいて、私もそれを拝見して議論に反映させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、知事さんから御発言があれば。

堂本知事 先ほどから「知事のイニシアティブ」とかいっぱい言われているので、私がこのまま黙って帰ることは、多分、出口をふさがれて、スクラムを組まれて、出してもらえないのではないかなと思うので、発言します。

特に、ラムサールのことについて申し上げたいと思えます。

先ほどどなたかおっしゃった「関係者の合意」、これはとても大事だということが一つ。それからもう一つは、船橋市漁協が宣言してくださったということで、「段階的」とか「部分の指定」という新しいコンセプトが出てきたということも、新しい状況だと思えます。

正直言うと、多分、部分的な指定というのは大変難しいことは事実だろうと思うのですね。環境省にきちっとした形でそれを確認するということがまだやっていないし、ラムサールの事務局自体にもそういうことはやっていませんけれども、そういう議論ができるということだけでも私は前進なんじゃないかと思っています。

私自身は、先ほど清野さんもおっしゃったけど、何が成果なのかと言ったときに、ラムサールというのはとてもわかりやすい、とってもいいとは思っているのですが、やはり一方で、どなたかおっしゃったように、「埋立をしたい」という方がまだいるという状況では、なかなか、こちらが強引にそこを突破することはとても難しいということなんですね。

そのために何ができるかといったら、もちろん私は可能な限りのイニシアティブはどこまででも取りますけれども、それだけで解決はしない。やはり、先ほどから出ているように、大きな県民運動になって、それがうねりになって、そして一緒にみんなでラムサール指定ができるというのがやはり大事だと思います。知事のイニシアティブだけでは、片方のそういう方たちから「ノー」というのが出てしまうわけですね。ですから、鳥獣保護区への指定も必要なのですが、そこはちゃんと合意が取れないとそここのところは前進しないというジレンマのようなものに直面しています。

きょうの、特にワーキンググループの話を伺っていて、県がいろいろやれということについては、私は細かくはわからないのですが、まず吉田さんのラムサールについても、円卓会議、再生会議できちっと出してくださっていること、それから、どのような進捗状況に対して何をやるべきかということも、非常に明快にわかりやすくおっしゃっていただいたし、その次の生物多様性回復のことについての後藤さんの話も非常にわかりやすい。そして倉阪さんの話も、非常にわかりやすいというよりも、それぞれにとってもいい作業をワーキンググループの皆様がやってくださっている。ちょっと感謝をした次第です。

広報のあり方も、みごとにこれをやっていくことは大変大事だろうと思います。

周辺区域の、県はこれをやっていない、県はこれがだめだということをずっと御報告いただいたのですが、それについては、私のほうは一つ一つ細かくわかっていないので、コメントするわけにはいきません。

そして最後の条例のことについても、大変的確な御指摘だったとっております。遅いといえば遅い、しかし、今の市川市の護岸ではなくて、実際に護岸の工事があり、いろいろな勉強会があり、ここまで進展してきているということは、40年ぐらい埋立の予定だったところがこういう形できちっと残され、しかも皆様の総意でもってこういうワーキンググループや、随分と県庁に協力をさせていただいて、そして県のほうもそれぞれの担当者が一生懸命に仕事をして。かつては、こういうような形での作業はなかったと思います。それがここまで7年間やってきて、国のほうもきょうお三方来てくださっていますけれども、市のほうも三つの市がいらしてくださっていますけれども、こういう形で続いているということ、そして何よりも傍聴の席にこれだけ大勢の方がいらして聞いてくださっているということは、私は本当に感動を覚えるくらいです。

そして、時代はやっと、生物多様性の問題が、はじめて日本で2010年にC O P 10が開かれる。京都議定書のように名古屋議定書ができればいいなと、そういうことをおっしゃっている方もあります。そういったときに、時代を逆行させたくはない。そのことだけは、多分ここにおられる方全部が思っておられるだろうと思います。時代を逆行させるということは、私たち、この地球の環境を、温暖化と生物多様性ともどもですけれども、いずれは破滅に導いていってしまう。それも大変先ではなくて、わりに近い将来だというふうに言われているようなときに、三番瀬は一つの象徴的なものであらうと私は思います。

ですので、私としては、漁業のほうのことも大変だったのですけれども、少しずついろいろやらせていただいて、裁判所で今のところまでたどり着くのに本当に時間がかかりました。でも、それも県庁職員は本当に頑張ってくれたとっておりますし、漁業の方たちも一生懸命やってくさったのだらうと思います。

そういった、いろいろな四方八方からの。

皆様は完全に自分の意思が通っているとはお思いにならないかもしれないけれども、この円卓会議から再生会議への最大のメリットは、歴代の座長さんには大変感謝を申し上げなければなりません、話し合いの場があるということそのものではないかと思うのです。こうやって話し合うことによって情報を共有し、県が十分に出していないということも言われましたけれども、できるだけ情報公開はしたいとっております。

もう時間ですから早くまとめなさいという紙が来たのでまとめなければいけません、そういうことで言うと、本当は毎回私も出席させていただいたほうがいいし、さっきどなたか、回数が足りないとおっしゃったわね。なかなかたくさんのごこと、本当にきょうだけでも盛りだくさんだった。しかし、とつてもみごとにさばいていただいたので、大西先生には感謝申し上げなければならぬと思っております。「それでは、知事、答えにならないじゃないか」とおっしゃるかもしれません。しかし、ラムサールのことにしても、条例の問題についても、一歩でも二歩でも私たちは前に進まなければならぬと思っております。

長いことかかると最初に申し上げましたけれども、あまりダラダラとしているとやはりだめということもあります。ですから、根気よくきちっと、カメとウサギではありません

が、カメとしての登り方もやっていかなければだめです。しかし、ウサギになってしまっ
てはまずいので、カメをやりながら、なおかつメリハリをつけていくという形で、三番瀬
の問題を私としては皆様と御一緒にこれからも進めていきたいと思っておりますので、決
して消極的ではない。少なくとも、先ほど生物多様性知事とどなたかおっしゃってくださ
ったけれども、私のほとんどライフワークに近い仕事でございますので、このことで引け
ることはないということだけはきちっと申し上げて、お答えにさせていただきたいと思
います。

きょうはどうもありがとうございました。(拍手)

大西会長 どうもありがとうございました。ぜひ、ラムサールの進展を期待したいと思います。

4. その他

大西会長 ここから先、私が最後までやったほうが早いと思うので。

資料5は、既に募集期間は終わっております。これは県に代わって申し上げるのですが、
三番瀬再生支援事業補助金応募要領です。参考にさせていただきたいと思います。

次回は9月9日に予定していますが、もし皆さんが5時半でも大丈夫だということであ
れば、遅くするわけにはいかないなので、早くすることはできるので、5時半に始めるとい
うことでいかがでしょうか。

(「了解」の声あり)

大西会長 では、大変恐縮ですが、次回9月9日については5時半開始ということをお願いし
ます。

5. 閉 会

大西会長 きょうは、以上で終わりにいたします。御苦労さまでした。

以上